

御嵩町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

御嵩町

は じ め に

本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を基本理念に、子育てにかかる保護者の経済的・身体的・心理的負担を軽減し、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、町民の皆様、民生委員・児童委員をはじめ関係団体等のご理解及びご協力を得ながら、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

一方で、子どもとその保護者を取り巻く環境の変化は著しく、晩婚化や晩産化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、以前より子育て家庭が孤立しやすい環境となっています。また、共働き世帯の増加に伴い、保護者だけでの子育てはますます難しくなっており、社会全体で保護者の負担や孤立感の軽減に努めていくことが求められています。

そうしたなか、国は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始したほか、令和4年までの「子ども家庭総合支援拠点」の設置を全市区町村に対し求めるなど、子どもや子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりを一段と進めようとしています。

本計画では、前計画の検証、社会情勢を踏まえ、前計画の基本理念「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を継承し、4つの重点施策と4つの基本目標を設定することで、さらに子育てしやすい御嵩町の実現に向けた各施策を展開することといたしました。また、子どもの貧困対策計画の内容も本計画に含めることで、子どもやその保護者をより総合的に支援していく体制づくりを加速させてまいります。次代を担う子どもがいきいきと健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、今後とも町民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました御嵩町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査にご協力を賜りました町民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和2年3月

御嵩町長

渡 邊 公 夫

*** 目 次 ***

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけと対象	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の策定体制	4
第2章	子どもを取り巻く現状	5
第1節	法制度の変化	5
第2節	生活様式の変化	7
第3節	地域の変化	7
第3章	御嵩町における子ども・子育て環境の現状	8
第1節	統計からみた御嵩町の子ども・子育て環境	8
1.	人口の構造	8
2.	出生の動向	10
3.	世帯の状況	11
4.	女性の就業状況	13
5.	婚姻の状況	14
第2節	御嵩町における子ども・子育て支援の状況	15
1.	教育・保育サービスの利用状況	15
第4章	子ども・子育て支援施策の推進	17
第1節	計画の基本理念	17
第2節	重点施策の設定	17
第3節	基本目標	19
1.	基本目標1 健やかに生み育てるための環境づくり	19
2.	基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり	19
3.	基本目標3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	19
4.	基本目標4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり	20
第4節	施策体系	21
第5節	施策の展開	22
1.	基本目標1 健やかに生み育てるための環境づくり	22
2.	基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり	30
3.	基本目標3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	39
4.	基本目標4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり	44
第5章	子どもの貧困対策	47
第1節	子どもの貧困対策計画策定の背景	47

第2節 施策の展開.....	48
第6章 子ども・子育て支援サービスの提供.....	52
第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供.....	52
第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量.....	52
1. 区域の設定.....	52
2. 児童数の推計.....	53
3. 教育・保育の量の見込み.....	54
第3節 量の見込みと提供体制の確保.....	57
1. 利用者支援に関する事業（利用者支援）.....	57
2. 時間外保育事業（延長保育）.....	57
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	58
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）.....	58
5. 乳児家庭全戸訪問事業.....	59
6. 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる 要保護児童等に対する支援に資する事業.....	59
7. 地域子育て支援拠点事業.....	60
8. 一時預かり事業.....	60
9. 病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....	61
10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	61
11. 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）.....	62
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	62
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	62
第4節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって.....	63
1. 認定こども園の普及.....	63
2. 幼稚園及び保育所、小学校との連携.....	63
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	63
4. 国及び岐阜県、近隣市町との連携.....	63
第7章 計画の推進.....	64
第1節 計画の推進体制.....	64
1. 計画の周知.....	64
2. 計画推進体制の連携強化.....	64
第2節 計画推進における役割分担.....	64
1. 御嵩町の役割.....	64
2. 家庭の役割.....	64
3. 地域の役割.....	65
4. 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割.....	65
5. 企業の役割.....	65
第3節 計画の進行管理.....	65
第8章 参考資料.....	66

1. 御嵩町子ども・子育て会議設置条例.....	66
2. 御嵩町子ども・子育て会議委員名簿.....	68
3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	69
4. 子どもの生活実態調査.....	82

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

我が国では、長期にわたって出生率（数）の低下に伴う少子化が進行しています。一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じています。子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に対し、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」。）を施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、御嵩町でも平成27年3月に「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」を策定（平成30年3月一部改訂）し、「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を基本理念に、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の位置づけと対象

本計画は、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定するものであり、「御嵩町第五次総合計画」を上位計画とする計画です。すべての子ども・子育て家庭を対象として、教育・保育の一体的提供・推進のための施策、「次世代育成支援地域行動計画」内で取り組んできたワーク・ライフ・バランスや他分野（まちづくり・福祉）の事業との連携などの展開に関する事項が包摂される計画となっています。また、本計画は母子保健計画の内容を含んで策定されています。福祉分野をはじめとする各種関連計画と整合・連携を図りながら、各事業を進めていくものとします。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

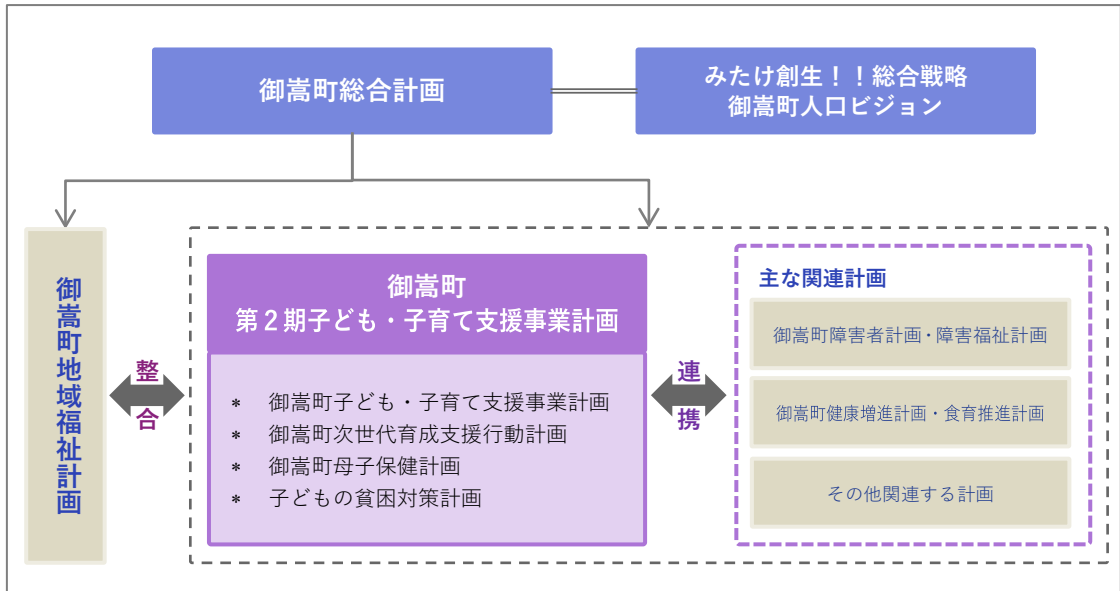
■次世代育成支援基本法（抜粋）■

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

■本計画の位置づけ■



なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の町民を、「児童・生徒」とは小・中学生を指します。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度～令和6年度）とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、随時見直すものとします。

第4節 計画の策定体制

（1）子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定に先立ち、保護者の就労状況、幼児期の教育・保育のニーズ、地域子育て支援事業や放課後児童クラブのニーズ、子育てで困っていることなどを把握するため、御嵩町内に居住する就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象にアンケートを実施しました。

（2）子どもの生活実態調査

岐阜県が実施した子どもの生活実態調査に準拠した調査を実施しました。この調査は、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

（3）御嵩町子ども・子育て会議

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者、商工関係者など、子ども・子育てに関係する者を委員とする「御嵩町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

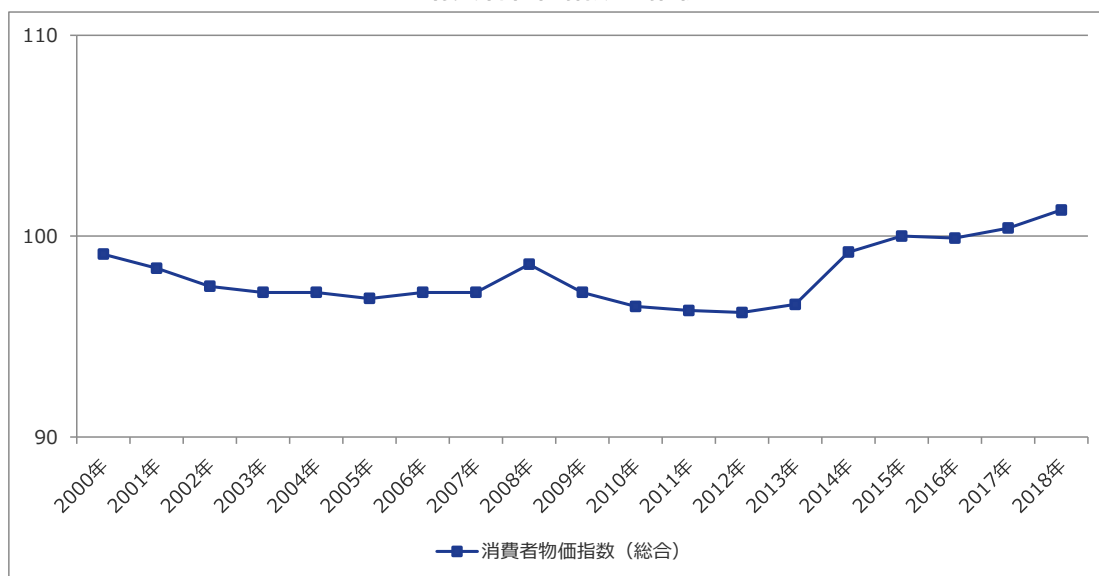
第2章 子どもを取り巻く現状

第1節 法制度の変化

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充・質の向上を図るため、国は平成27年4月から、子ども・子育て新制度を開始しました。これにより、親の就労状況によらず、子どもが育つ環境を継続できる「認定こども園」が新たに整備され、子育て相談や一時預かり、放課後児童クラブの拡充など、より利用者（子どもとその保護者）の視点に立った制度へと変わりました。

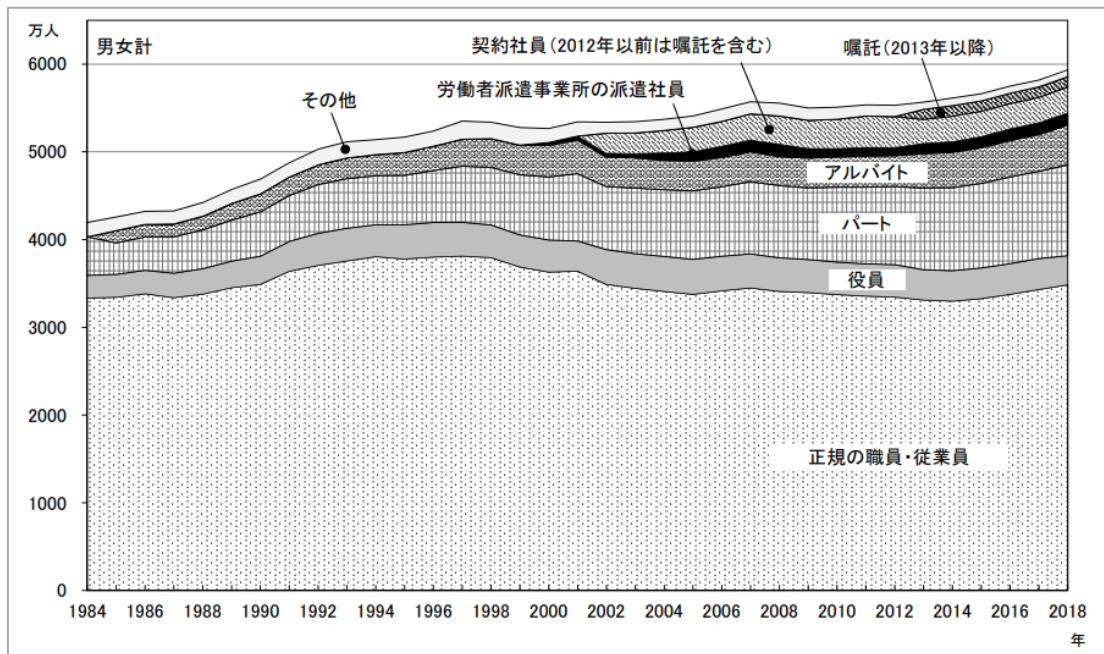
一方で、家庭消費における電話通信料の増大や食料品などの物価の上昇、非正規就労の増加による低収入の労働者の増加など、子育て世代の生活は依然として厳しい状態が続いています。このことから、幼児教育・保育の無償化を令和元年10月から実施しています。財源として消費税の増税分が充当されることとされており、子どもやその子どもの保護者をより社会全体で支えていく仕組みづくりが、今後進められていくこととなります。

■消費者物価指数の推移■



資料：総務省統計局

■雇用形態別雇用者数（男女計）■



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」

第2節 生活様式の変化

かつての子どもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然と子どもを見守る機能が果たされていました。また、保護者も地域とのつながりの中で子どもを育てることができ、子どもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。

しかし、現在では核家族化やプライバシー意識の高まり、長時間労働などによって、地域とのつながりがかつてほど強くなり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。また、情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、多くの情報にさらされることで、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

さらに、人生100年時代を見据え、雇用制度の変化が今後さらに進むことが予想されています。フレックス制度やテレワークなどの柔軟な働き方がより一般化することで、働き方の多様化が進むとともに、終身雇用制度の縮小、高齢者の雇用の拡大など未曾有の変化が現役世代、あるいは次代を担う子どもの世代に生じるものと見込まれます。

子どもの視点でみると、かつてないほどに物質的な豊かで便利な環境において暮らしているものの、共働き世帯の増加や保護者の長時間就労などにより、親子が接する時間はかつてより減っていることが想定されます。

第3節 地域の変化

少子化とプライバシー意識の高まりによって、地域と子どもの関係性はより希薄化することとなりました。地域の子どもが少なくなり、地域（周囲）からの子どもやその保護者に対する目はより厳しいものとなっています。

また、子どもの保護者にとっても、出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、すべてが初めての子育てとなっているほか、相談先もなく、トラブルや悩みを一人で抱え込むことが多くなっています。少子高齢化・人口減少による経済的な不安も大きく、これまで以上に子育て世代が抱える不安は大きくなってきています。

さらに、経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力も変化してきており、社会としても多様性が求められるようになっています。令和2年からは小学校の英語教育が本格化するほか、小学校におけるプログラミング教育も必修化されることが予定されています。インプットを重視する受け身型の授業から主体的な行動を求める能動型の授業に変化していくことが見込まれています。

こうした地域や社会の変化・要請に対応しつつ、子どもの豊かな成長を支援していく必要があります。

第3章 御嵩町における子ども・子育て環境の現状

第1節 統計からみた御嵩町の子ども・子育て環境

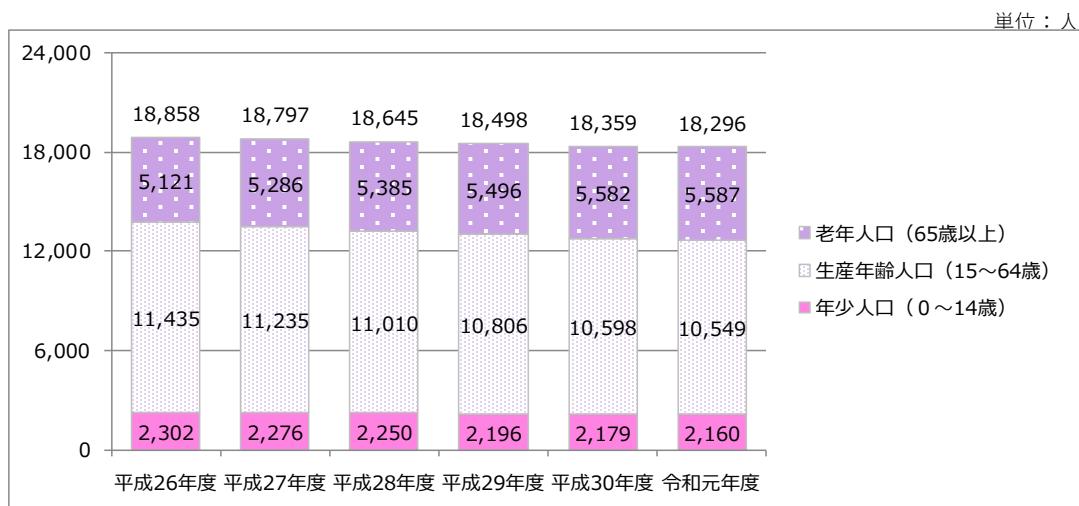
1. 人口の構造

(1) 総人口と年齢3区分別人口

本町の人口推移をみると、微減傾向で推移しています。老年人口は増加傾向にあります。生産年齢人口と年少人口は減少していることがわかります。

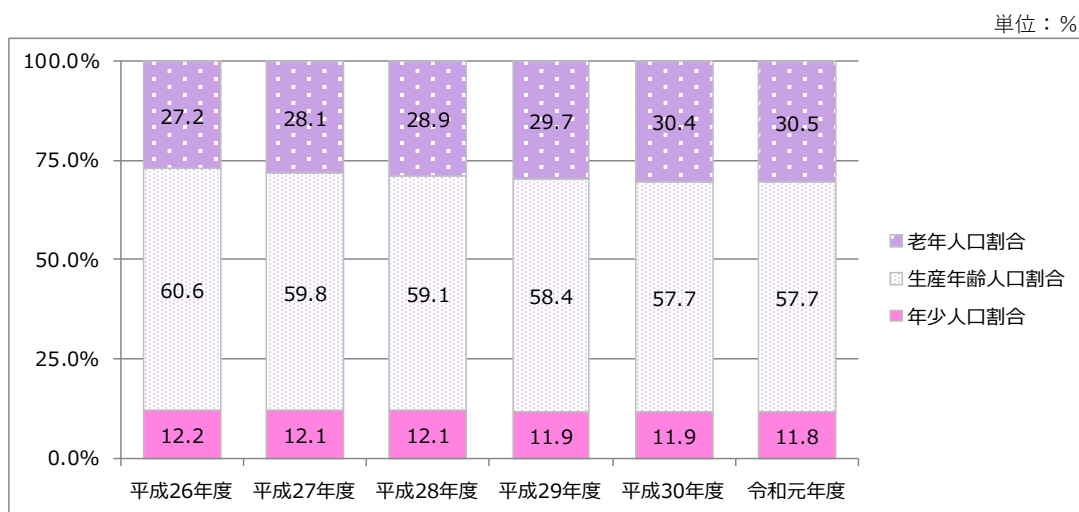
また、年齢3区分別に人口割合をみると、老年人口割合（高齢化率）は上昇しており、平成30年度には30%を超えています。年少人口割合はほぼ横ばいとなっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

■年齢3区分別でみた人口割合の推移■

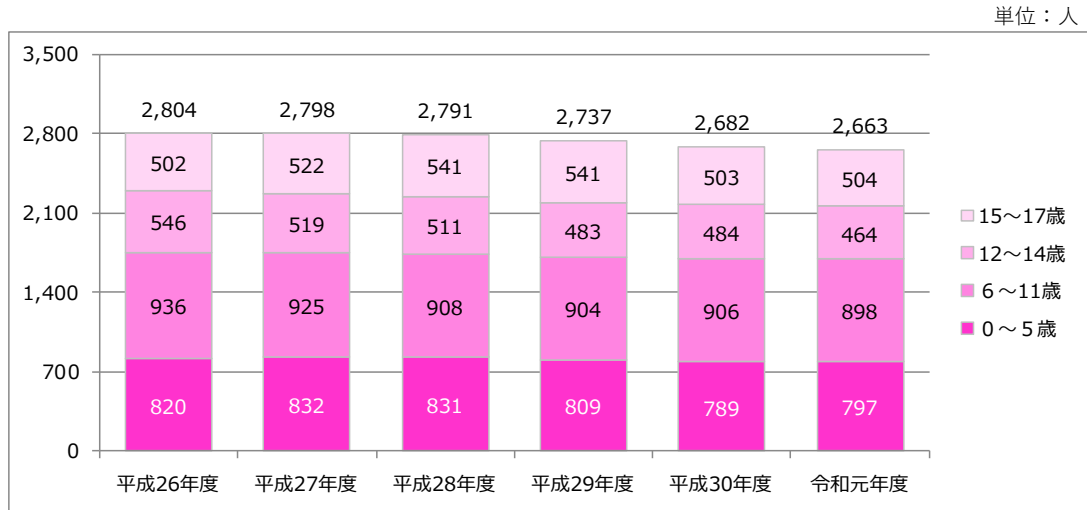


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 子どもの人口

令和元年度までの6年間の子ども（18歳未満）人口についてみると、減少傾向にあります。特に「0～5歳」については、平成30年度以降は800人を下回るようになっています。

■子ども（18歳未満）人口の推移■



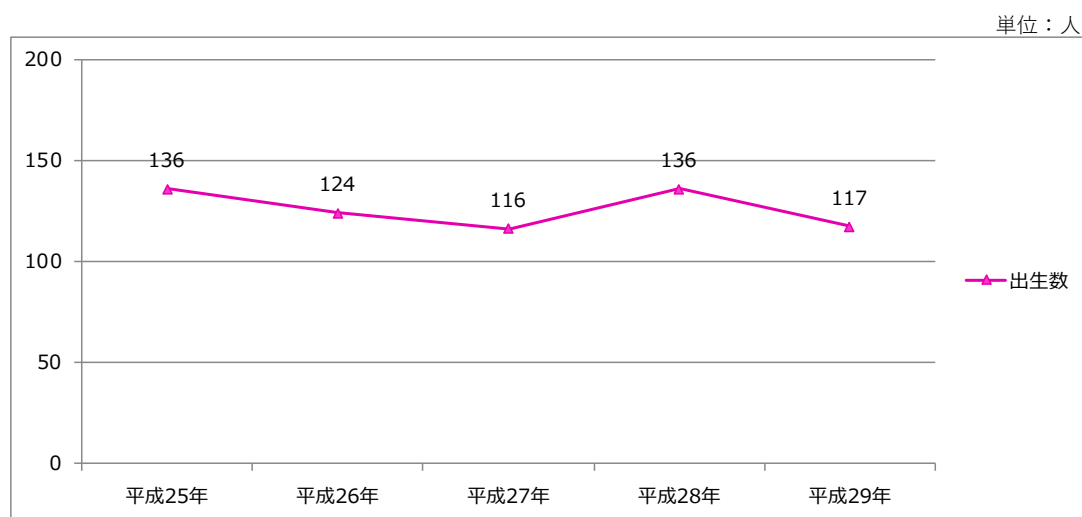
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

2. 出生の動向

(1) 出生数の推移

平成 25 年度から平成 29 年度までの出生数は以下のとおりです。140 人から 110 人の間で推移しており、わずかに減少傾向がみられます。

■ 出生数の推移 ■

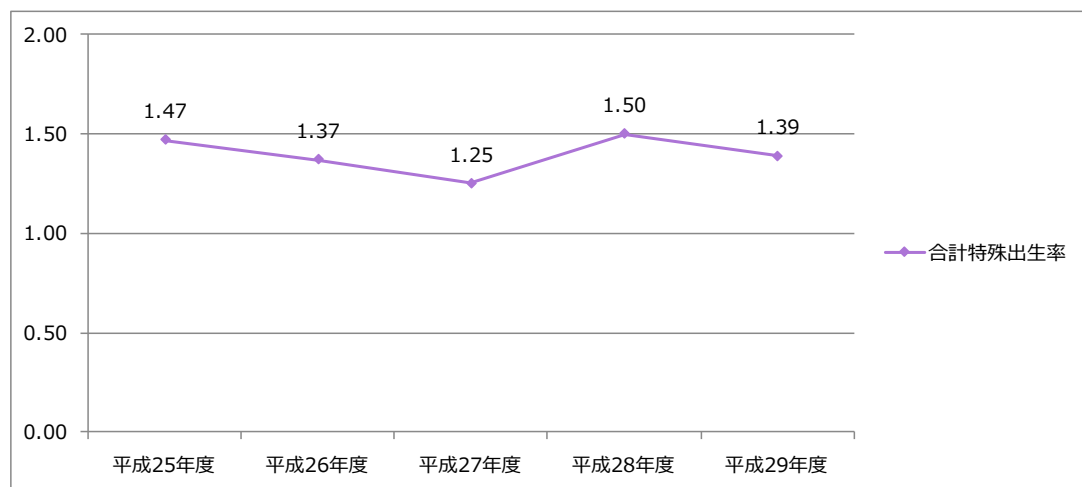


資料：RESAS

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、1.5 以下で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019 年版）」によれば、人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率（人口置換水準）は 2.06 となっており、これを下回っている状況が続いています。人口減少は今後も長期的に続くことが見込まれます。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



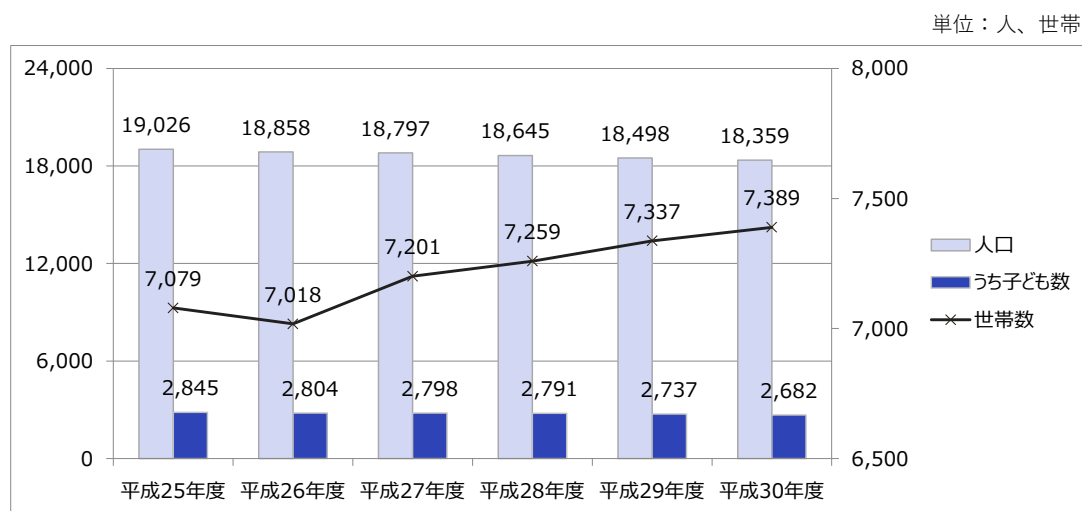
資料：岐阜県可茂地域の公衆衛生

3. 世帯の状況

(1) 人口と世帯数の推移

人口と世帯数の推移をみると、人口は微減で推移しているのに対し、世帯数は増加傾向にあることがわかります。これによって、平均世帯人員数も低下傾向を示しており、平成30年度では2.48人となっています。

■人口と世帯数の推移■



資料：岐阜県可茂地域の公衆衛生

■平均世帯人員の推移■

単位：人、世帯

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯数	7,079	7,018	7,201	7,259	7,337	7,389
人口	19,026	18,858	18,797	18,645	18,498	18,359
平均世帯人員	2.69	2.69	2.61	2.57	2.52	2.48

資料：岐阜県可茂地域の公衆衛生

(2) 世帯類型

平成 22 年、平成 27 年の世帯類型をみると、核家族世帯が増加していることがうかがえます。核家族化の進行に伴い、子育てにおいて親や親以外の関与も少なくなる傾向があることがうかがえます。

また、「うち女親と子どもからなる世帯」も増加しており、ひとり親世帯への支援が今後も重要となることがうかがえます。社会全体で子どもとその保護者を支えていく必要性が非常に高いことがわかります。

■ 世帯類型 ■

単位：世帯

	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	6,326	6,507
うち核家族世帯	3,861	4,004
うち夫婦のみの世帯	1,325	1,416
うち夫婦と子どもからなる世帯	2,015	1,985
うち男親と子どもからなる世帯	105	106
うち女親と子どもからなる世帯	416	497
うち単独世帯	1,138	1,374
うち 3 世代世帯	963	781

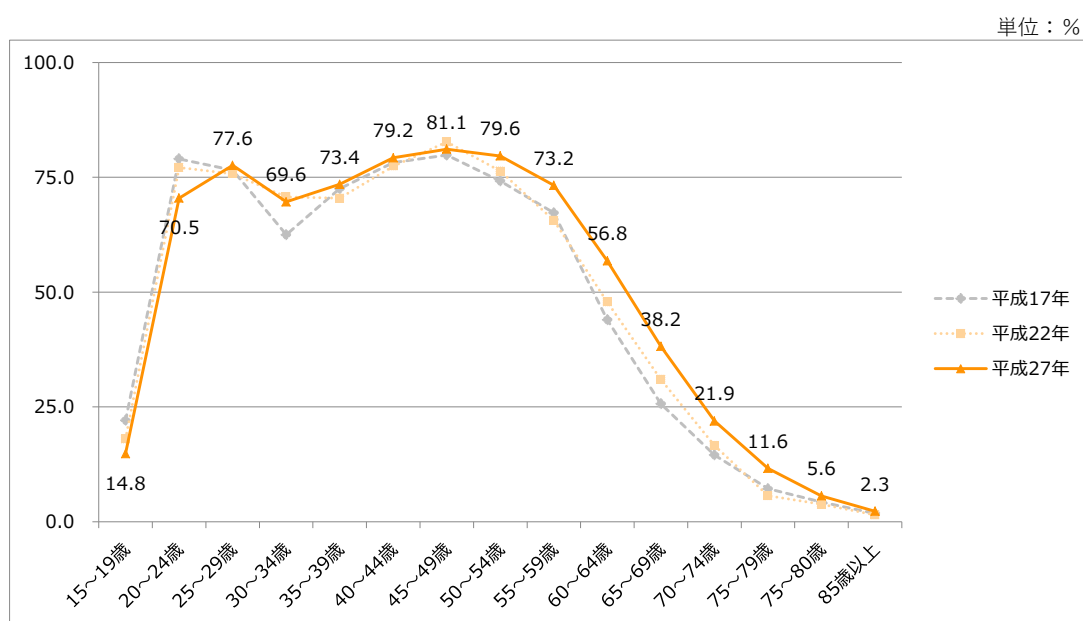
資料：国勢調査

4. 女性の就業状況

(1) 労働力率の推移

平成 27 年における御嵩町の女性の労働力率をみると、30 代から 80 代にかけてこの 10 年間で上昇しており、女性の就労が増えたことがうかがえます。20 代後半から 30 代前半にかけて労働力率が低下する「M 字カーブ」現象は、かつてほどではないものの、依然として生じていることがうかがえます。

■御嵩町の女性の労働力率の推移■



資料：国勢調査

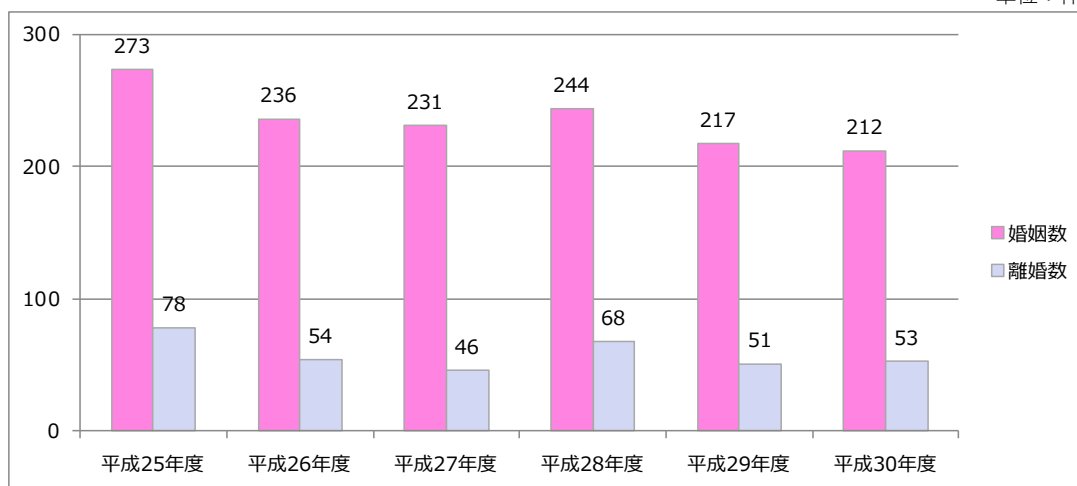
5. 婚姻の状況

(1) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻数についてみると、減少傾向がみられます。

■婚姻数と離婚数の推移■

単位：件



資料：住民環境課

第2節 御嵩町における子ども・子育て支援の状況

1. 教育・保育サービスの利用状況

(1) 保育園

御嵩町内には、保育園が4か所設置されています。令和2年4月から、中保育園は民営化される予定となっており、平成31年4月からは民間事業者との引継ぎ保育が開始されています。

■保育園の設置状況・利用状況■

単位：園、人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
町立保育園	3	3	3	3	3
私立保育園	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4
定員数	365	365	365	365	365
在籍児童数	375	343	330	332	332
入所率	102.7	93.9	90.4	90.9	90.9
待機児童数	0	0	0	0	0

資料：福祉課（各年10月1日）

■御嵩町の保育園（一覧）■

施設名		定員	備考
認可保育所	上之郷保育園	45名	
	御嵩保育園	100名	私立保育園。
	中保育園	110名	令和2年4月から民営化予定。
	伏見保育園	110名	

(2) 幼稚園

御嵩町内には1つの幼稚園が設置されています。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立幼稚園	0	0	0	0	0
私立幼稚園	1	1	1	1	1
定員数	320	320	320	320	320

■御嵩町の幼稚園（一覧）■

施設名	定員	備考
みたけ幼稚園	320名	

(3) 放課後児童クラブの利用状況

御嵩町内には放課後児童クラブが3か所設置されています。

■放課後児童クラブの設置状況・利用状況■

単位：か所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	3	3	3	3	3
定員数	120	135	135	135	175
登録児童数	94	123	144	153	184

資料：学校教育課

■御嵩町の放課後児童クラブ（一覧）■

施設名	定員	備考
上之郷小学校	15名	
御嵩小学校	120名	
伏見小学校	60名	

第4章 子ども・子育て支援施策の推進

第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することが求められています。父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識の下、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに関する不安や負担、孤立感を小さくしていくことができる社会の構築を目指していかなくてはなりません。

本計画における基本理念は、第1期計画を継承し、「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」とすることで、各施策の継続的な実施に努めるとともに、より効果の高い取り組みにつなげていくことを期待するものです。

■基本理念■

地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり

第2節 重点施策の設定

本計画における重点施策として、以下の4つを掲げます。

■第2期計画における重点施策■

- ① 保育施設の改善
- ② 子どもの居場所づくり
- ③ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援と親に寄り添う支援の充実
- ④ 児童虐待を防ぐ施策の充実

①保育施設の改善

施設の老朽化が進む中保育園の移転は、第1期計画策定時から検討が進められてきました。役場庁舎と合わせた移転・建設が今後進められていくため、一日でも早い施設の供用に向けた取り組みを加速していく必要があります。安全性に配慮しながら、より子ども・保護者にとっても、職員にとっても利用しやすい施設・設備としていきます。

②子どもの居場所づくり

昭和44年に整備された中児童館は整備後50年が経過し、老朽化が進んでいることから、中保育園と合わせて今後整備されることとなっています。放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあり、ハード・ソフトの両面から子どもの居場所づくりに取り組んでいく必要があります。保護者の就労の増加や就労形態の多様化に対応できるような施設・サービスのあり方を検討していきます。

③妊娠から子育てまで切れ目のない支援と親に寄り添う支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに関する知識がないまま妊娠・出産を迎えるケースは少なくありません。また、これまでの子育て支援制度では母子保健と子育て支援は分断され、個人情報保護の観点からも、サービス利用者に関する情報を十分に引き継ぐことができず、保護者に対して十分なサポートができない状況となっていました。令和2年度から設置予定の子育て世代包括支援センターが中心となって、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供していくことで、子育てに関する不安を少しでも解消できるよう努めていきます。

④児童虐待を防ぐ施策の充実

児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、平成30年度は16万件近くとなっています。心理的虐待に係る相談対応件数が増加したほか、警察等からの通告が増加したことが主な要因とされています。こうした傾向を踏まえ、厚生労働省では、市区町村において「子ども家庭総合支援拠点」を設置することとしており、本町においても、地域の子どもや家庭の実情把握や相談への対応、支援が必要な児童・家庭への支援・指導などを行うことになります。

一人ひとりの子どもの権利を守り、心身ともに健やかな成長を社会全体で支援していくための仕組みづくりを今後進めていきます。

第3節 基本目標

1. 基本目標1 健やかに生み育てるための環境づくり

子どもの健やかな成長は保護者のみならず、誰にとっても喜ばしいものです。子どもは一人ひとり異なる資質や特性を有しており、その成長は個人差があります。子どもの成長段階に応じた必要な支援が提供できるような、きめ細かな支援の提供に努める必要があります。

子どもと母親の健康を維持・増進するための健診や相談・支援体制を充実させるとともに、妊娠から子どもの成長までを見守り、子どもと保護者に寄り添った適切な支援を行うための情報共有の仕組みや連携体制の強化を図ります。

2. 基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

晩婚化・晩産化が進む現状において、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。また、少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域とのつながりも希薄化しており、子どもが身近な存在ではない家庭も少なくないものと考えられます。未就学児童の保護者を対象としたアンケートでは、子育てに不安や負担を“感じる”と回答した人が半数近くを占めています。子育てを社会（地域）全体で支え、子育てにおける不安を軽減させる取り組みが必要です。

どの保護者も孤立することなく、子育ての喜びを感じることができるよう、幼児期における教育・保育を充実させるとともに、多様なニーズに応じた子育て支援サービスを提供できるよう努めます。

3. 基本目標3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

子どもの成長は家庭のみで達成されるものではなく、学校、地域など、子どもの暮らしのあらゆる場面で築かれる人間関係の中で達成されるものです。同年代のみのコミュニティだけではなく、幅広い年代の人との交流機会を提供していくことが重要となります。

また、次代を担う子どもにとっては、これから起こりうる様々な社会の変化にも対応していかななくてはなりません。令和2年からは小学校での英語教育が本格化し、プログラミング教育も必修となります。知識の習得のみならず、習得した知識を生かす力の育成が求められています。

子どもの保護者にとっても、地域とのつながりが希薄化し、子育てが国の支援制度に基づいて実施されていることで、周囲に子どもの存在を感じることは少なくなっています。子どものみならず、保護者の子育て力の向上も図っていく必要があります。

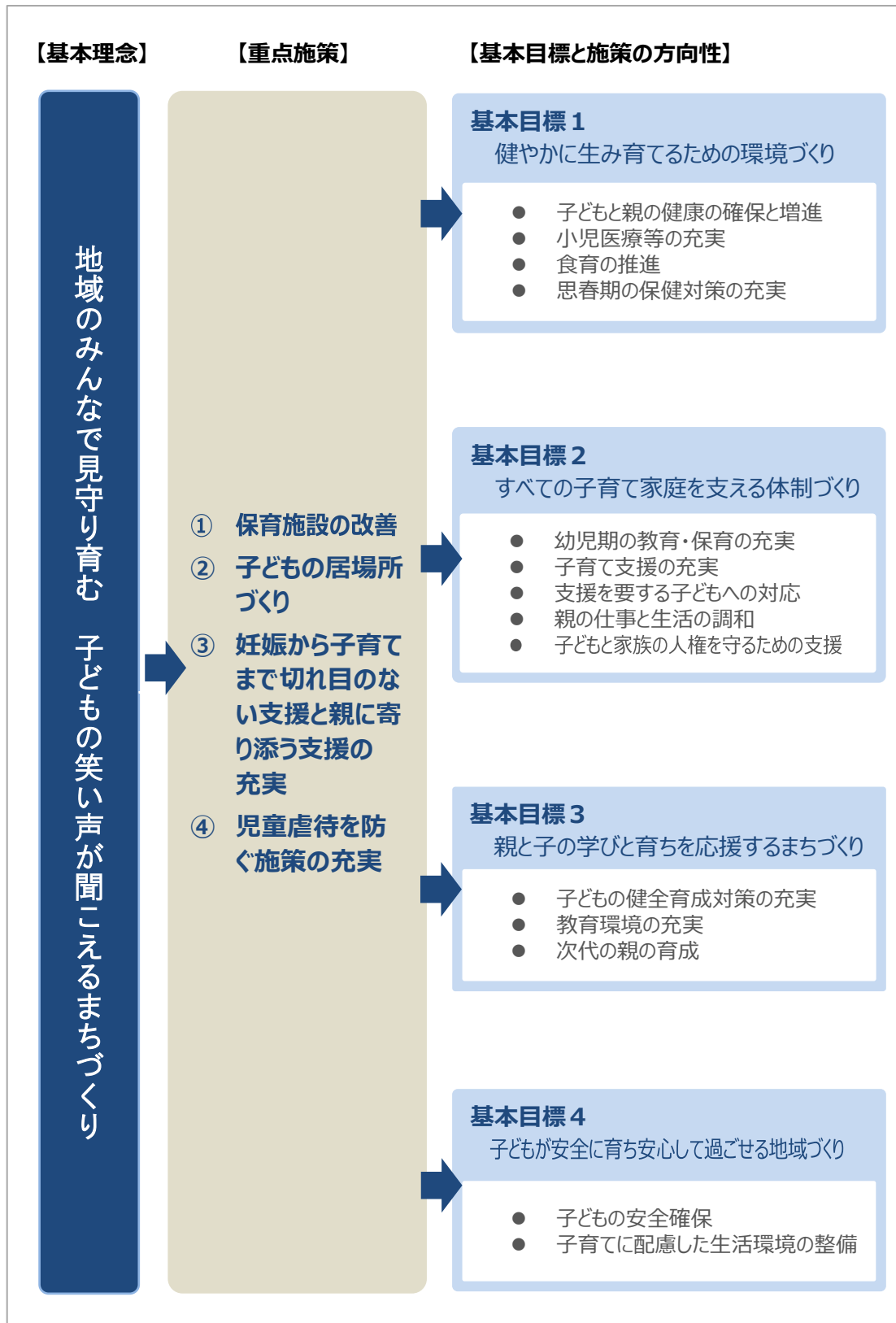
4. 基本目標4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり

子育てのみならず、町民が安心して暮らせる環境づくりはまちづくりにおける基本の1つです。全国的に気候変動が要因の1つとも考えられる大規模な災害も毎年発生しています。御嵩町は歴史的にみても大規模な災害が少ない地域となっていますが、普段からの災害に対する備えを充実するのみならず、発災時にも必要な支援が提供できるような支援体制を構築しておく必要があります。

子どもから高齢者まで、すべての町民の安全・安心を守るための取り組みを進めていきます。また、子育てしやすいまちづくりに向けて、居住環境や交通環境などの整備・改善を図ります。

第4節 施策体系

■施策の体系■



第5節 施策の展開

1. 基本目標1 健やかに生み育てるための環境づくり

(1) 子どもと親の健康の確保と増進

妊娠期から出産、新生児期、乳幼児期といったライフステージに合わせた母子の健康の保持・増進は、子育て支援における非常に重要なテーマの1つとなっています。安心して妊娠・出産できる環境をつくるため、本町では様々な健診の機会を通じて子どもとその母親の健康状態について把握するよう努めています。

育児に不安や負担を感じることで、児童虐待につながるケースもあることから、今後とも各種健診や相談・訪問事業を実施し、虐待予防の視点にも立ちながら、母子の健康の確認、育児不安の解消に向けた継続的な支援に努めます。

1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備

地域で子どもに接する機会が少なくなっている現在では、子どもと保護者、特に母子の子育てに関する不安は高まっています。妊娠期における健康増進施策の展開を通じ、出産前における保護者の不安を軽減するよう努めます。

また、晩婚化・晩産化が進み、不妊に悩む人も全国的に増えています。引き続き不妊相談の充実・不妊治療への助成を通じて、安心して妊娠・出産できる環境を整備していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	母子健康手帳・父子手帳の交付	妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。 また、同時に妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を掲載した父子手帳を交付し、父親の意識を高めるよう努めます。マタニティマークの普及啓発に努めます。	福祉課
2	妊婦一般健康診査を通じた支援の充実	健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査の充実を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。 妊婦健康診査については、母子健康手帳交付時に説明を行い、受診票を14枚交付して医療機関で実施します。妊婦健康診査の結果について医療機関との連携を行い、妊娠期から出産後の支援を途切れなく行っていくようにします。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
3	妊婦歯科検診の充実	妊娠中は、ホルモンバランスの変化、つわりによる口内の清掃低下などにより、う歯や歯周病になりやすいため、妊婦歯科検診により、これらの早期発見・予防を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。	福祉課
4	プレママサークルの充実	出産を迎える妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場としてプレママサークルを開催します。今後は、パートナーも一緒に参加できる内容を検討していきます。また、母子保健サービスを含む、子育てに関する様々なサービスについて情報提供を行います。	福祉課
5	妊産婦の喫煙の防止	妊産婦の喫煙や受動喫煙が、胎児や子どもの健康に及ぼす影響について、母子健康手帳交付時やプレママサークルにおいて正しい知識の普及に努め、受動喫煙を含めた喫煙の防止を進めます。	福祉課
6	産前産後サポート事業	妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、母子健康手帳交付時から相談支援を行うことで、妊産婦等の孤立感の解消を図り、安心して妊娠から子育てができる体制を推進します。	福祉課
7	産後うつ病の予防	産後うつ病のリスク度を判定するエジンバラ産後うつ病質問票について、赤ちゃん訪問等において情報を提供し、活用を促進します。また、「こころの体温計」は、携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用して、自分自身や家族のストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムであり、その活用を促進します。 産後うつ病のリスク度の高い母親に対しては、児童虐待の防止という観点を含めた相談等の支援を行います。	福祉課
8	不妊治療費の助成	夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策として、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成する県の特定不妊治療費助成事業に上乗せして助成を行います。また、人工授精にかかる一般不妊治療に要する費用の一部助成も行います。	福祉課
9	不妊相談の充実	不妊で悩んでいる人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。	福祉課

2) 母子の健康づくり

健やかな生活習慣の習得には子どもの時期からの取り組みが重要です。妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ親に対する健康教育の充実を図るとともに、定期的な健診の受診等呼びかけ、母子の健康増進を図ります。

育児不安等への対策として、子どもの成長発達段階において疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、早期に介入を行い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	乳幼児健康診査の充実	3～5 か月児・1歳6 か月児・2歳児（歯科健診）・3歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。 経過観察を必要とする子どもに対しては、電話や訪問等による事後フォローを続け、途切れない支援を目指します。	福祉課
2	歯と口腔の健康づくりの推進	「御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、乳幼児期からの歯と口腔の健康づくりを推進します。3歳児健康診査における歯保有率の低下を目指し、乳児期からの歯科保健指導の充実を図ります。 また、保育園や小学校でのフッ化物洗口、歯みがき運動を推進します。	福祉課 学校教育課
3	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の推進	生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、保健師が中心となって家庭訪問を行い、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 また、低出生体重児の支援として、病院から退院後の早期訪問、継続訪問等の実施をします。「こころの体温計」の普及・啓発活動を行います。	福祉課
4	養育支援訪問事業の推進	育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師や保育士等による支援または指導・助言を行います。	福祉課
5	予防接種の知識の普及と接種勧奨	乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への啓発活動を行います。予防接種を安心して、安全に行えるように予防接種の効果、副反応の説明を行い、理解を促していきます。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
6	育児相談の充実	保健師・管理栄養士による育児相談を月1回開催していきます。開催にあたっては、誰もが気軽に利用できるようプライバシーに配慮した環境を整えます。 6～7か月児を対象に、「パクパク相談」を毎月1回開催します。BCG接種を同時実施するなど、相談しやすい体制づくりに努めます。 「10か月児相談」として、10か月児とその保護者を対象とした子育て相談を行うとともに、食事、歯、生活リズム、運動や精神発達など子どもの健康の保持増進にかかる情報提供を行います。	福祉課
7	離乳食実習	育児に関する不安解消と保護者同士の交流を図るため、生後2～4か月の子どもとその保護者を対象に、隔月に1回、赤ちゃんサークルを実施します。離乳食の基礎知識を中心に、発達を促す保護者の子どもへの関わり方について健康教育を行い、終了後においても、保護者同士の仲間づくりができるよう支援します。	福祉課
8	幼児相談・運動発達相談	保育園、幼稚園の年少児の保護者を対象にアンケート調査を実施します。 アンケート調査結果、乳幼児健康診査、園訪問、個別の相談等から、必要に応じて臨床発達心理士による幼児相談につなげ、発達障がいの早期発見・療育支援に努めます（毎月実施）。保護者の悩みや子どもの様子を確認し、子ども一人ひとりの状況に合わせた育て方や支援の方法を保護者と一緒に考えていきます。 また、運動発達に遅れや不安がある子どもを対象に理学療法士による相談を行い、指導・助言を行います。	福祉課
9	ワイワイひろばの充実	発達の遅れが心配される子どもと保護者や、育児不安等の強い保護者などを対象とした、ワイワイひろばを毎月開催し、保護者が育児の関わりの中で子どもの成長発達を促すための適切な助言等を行います。乳幼児健康診査等の事後教室として行い必要な療育等の支援につなげます。 また、保護者とともに子どもの支援の方法について情報共有等を行えるよう、個別相談を実施し、一緒に検討できる場とします。	福祉課

(2) 小児医療等の充実

子育てにおける不安の1つに、小児医療の提供体制があります。本町では、可児医師会と連携して地域医療体制を構築しています。

今後も、適切な医療機関の利用を呼びかけるとともに、医療を必要とする子どもや保護者が利用できるよう、医療提供体制の強化・維持を図っていきます。また、子ども医療費の助成を行い、子育てにおける経済的負担の軽減、心理的不安の低減を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	病気と受診に関する知識の普及・啓発	子どもの病気と医療機関のかかり方について、チラシの配布、各種教室・相談における説明などにより、正しい知識の普及・啓発を図り、安心して受診できる小児医療体制の構築を目指します。	福祉課
2	救急医療知識の普及	関係機関と連携し、人工呼吸、AED、応急処置等、救急医療に関する知識を学習する機会の提供に努めます。	福祉課
3	電話相談の周知	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（#8000）のPRを広報、ウェブサイトなどを通じ、積極的に行います。	福祉課
4	小児医療体制の充実	行政及び地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域連携により休日や夜間の診療体制の強化を図ります。	福祉課
5	福祉医療費の助成	医療費助成について、県補助事業分である就学前児童（入通院時にかかる健康保険適用の自己負担分（入院時食事標準負担額を除く））に加え、同内容の助成を、町単独事業として義務教育就学児（15歳を迎えた3月31日まで）まで対象を拡大し、医療費面での子育て支援を行います。	福祉課
6	養育医療費の助成	出生体重2,000グラム以下または身体機能が未熟と医師が判断した子どもが、指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、医療費（保険診療分）や食事療養費を国と県と町が助成します。	福祉課

(3) 食育の推進

子どもの成長の基本は、日々の食事や睡眠などの生活習慣にあります。子どもが心身ともに健やかに育っていくことができるよう、保護者に対して、望ましい生活習慣についての知識を啓発していくとともに、子どもに対する食育活動などを推進していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	食に関する正しい知識の普及	家庭においてより良い食生活が実践されるよう、保健センターでの健診や教室、家庭教育学級において、規則正しい食生活、早寝早起き朝ごはん、おやつとり方など、食に関する正しい知識の普及や食育の意識の醸成を図ります。また、朝食の摂取を推進するため、簡単な朝食メニューの普及に努めます。 住民が「食」について考えるきっかけづくりとして、食育月間（6月）と食育の日（毎月19日）を周知に努めます。	福祉課
2	離乳食実習等の充実	離乳食実習、がんばりママクッキングなどの教室において味覚の形成や楽しく食事をする事の大切さを伝えます。	福祉課
3	地域における食育の推進	地域ぐるみの食育を推進していくために、食生活改善推進協議会などの地域ボランティアや保育園、幼稚園、学校などと連携しながら地域における食に関する学習の機会の充実を図ります。	福祉課
4	保育園・幼稚園における食育の推進	食習慣の基礎を培う時期となる保育園・幼稚園においては、給食試食会、野菜の栽培、調理体験など、様々な機会を活用して、保護者と協力して食育を推進します。	福祉課
5	学校における食育の推進	児童・生徒が食に関する正しい知識と、食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。 また、「お弁当の日」を実施し、食に対する感謝の気持ちを育み、食の大切さについて学ぶ機会とします。また、PTAとの連携により世代を超えた食育活動を推進していきます。	学校教育課

（４）思春期の保健対策の充実

喫煙や飲酒、薬物は未成年にとって心身の健全な育ちにマイナスの影響を与えます。また、健康・性に関する知識の啓発は、将来的な自己実現のあり方、社会との関わり方にも影響すると考えられることから、生命の尊さや自分を大切にする姿勢などについて、学齢期から考える機会を提供する必要があります。

また、情報通信技術が発達し、手軽に様々な情報を入手できるようになりました。その反面、子どもにとって有害な情報にも容易に触れることができるようになり、これまで以上に情報との接し方や取捨選択の仕方が重要になっています。

既存の思春期保健対策として実施してきた飲酒・喫煙・薬物などに対する正しい理解を深める教育や性教育を継続して実施するとともに、情報リテラシーの修得・向上を図るための機会を提供します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	性の尊重に関する教育の推進	思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導をします。 保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を推進します。	学校教育課
2	HIV（エイズ）・性感染症防止対策の充実	学年の発達段階に応じて、エイズ・性感染症の予防に関する情報提供、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。	学校教育課
3	思春期相談の充実	教育委員会など関係機関との連携を図り、相談支援の充実に努めます。毎週月曜日の午後を健康相談の日とし、広報ほっとみたけなどで周知します。	学校教育課
4	飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	学校と保健センターの連携により、保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。	学校教育課
5	思春期からの生活習慣病予防教育の推進	学校と保健センターとの連携により、生活習慣病についての知識の普及や、予防行動についての健康教育の実施、予防活動の普及・啓発を行います。	学校教育課

No.	取り組み	概要	担当課
6	歯科保健対策の推進	小中学校において、歯科衛生士によるブラッシング指導など歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。また、PTA も一体となって親子ともに歯科保健指導を行うなど、学校の実情に合わせた取り組みを行います。	学校教育課
7	運動に関する指導の充実	小中学校において、運動に関する意欲を高められるよう、日常的な運動習慣の定着を目指した指導を行います。また、体力テストの結果分析により、体育授業、休み時間の遊び、部活動等の充実を図ります。	学校教育課

2. 基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

共働き世帯が増加しており、幼児教育・保育の重要性はこれまで以上に高まっています。令和元年10月からは、子育て世代の負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

今後も、本町に暮らす子育て中の保護者が、子育てと就労の希望を両立できるよう、教育・保育サービスの量と質の確保を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	保育施設の充実	安全面や設備等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の充実を図ります。施設整備については、町立保育園の民営化への移行も含めた保育体制のあり方と具体的な整備手法を検討しながら進めていきます。	福祉課
2	保育士・幼稚園教諭等の研修	保育士・幼稚園教諭等の研修や相互交流を推進し、専門性の向上を図ることにより質の高い教育・保育の提供に努めます。	福祉課 学校教育課
3	町内の教育・保育施設等の連携	町内の保育園、幼稚園はもちろん、ぽっぴかん、ことばの教室、保健センター等との連携を図り、子どもの育ちと・子育てに関わる様々なニーズや課題に対応していきます。	福祉課
4	民間活力の導入促進	多様なニーズに沿ったサービス内容の充実を目指し、公立保育園の運営における民間活力の導入を促進します。 0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数（定員6～19人）を対象としたきめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。なお、小規模保育事業の認可については、町が基準を設けます。	福祉課
5	延長・長時間保育の充実	利用者のニーズに対応できるよう、延長保育の供給体制の確保の整備に努めます。	福祉課
6	預かり保育の拡充	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の拡充に関する協力を要請していきます。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
7	一時預かり事業の拡充	保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育園等に預ける一時預かり事業を御嵩保育園において実施します。 子育て家庭のニーズに対応したサービス内容の拡充等の検討を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの利用についても周知・啓発を図ります。	福祉課
8	休日保育の充実	保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・祝日の保育ニーズに応えられるよう、引き続き御嵩保育園において休日保育を実施します。	福祉課

(2) 子育て支援の充実

少子高齢化に伴う社会保障費の増大や物価の上昇、核家族化の進行などにより、子育てを取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。社会全体で子育てを支援していくことの大切さは今まで以上に高まっています。保護者が抱える経済的不安や心理的負担を軽減するため、地域子ども・子育て支援事業を核とした子育て支援サービスの確保と拡大を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	病児・病後児保育の実施	仕事と子育ての両立を図る保護者を支援するため、病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育を提供します。引き続き、可児市と協定を結び、サービスの提供に努めます。	福祉課
2	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、乳児院、児童養護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供します。岐阜県内の児童養護施設等に委託して提供します。	福祉課
3	保育料の軽減	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の児童の保護者の経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児の保育料についても、保護者の経済的負担にも配慮します。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
4	就学援助費の支給	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費補助制度の周知に努めます。	学校教育課
5	「ぎふっこカード」の周知	子育て家庭の経済的負担の軽減と地域の商店街等の活性化を目指した県の子育て家庭応援キャンペーン事業の一環である「ぎふっこカード」のPRを図ります。	福祉課
6	子育て支援ガイドブックの充実	子どもや子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、子育てガイドブックの充実を図ります。作成にあたっては、制作スタッフに住民の参加を得るなど利用者の視点を重視します。	福祉課
7	インターネットによる情報提供の充実	子どもの健康や保育園・幼稚園の情報、各種イベント情報など子育て支援情報について、ウェブサイトなど住民が求める情報に即した形で提供できるよう内容の充実を図ります。	福祉課
8	相談窓口の充実（利用支援事業の実施）	「ぼっぼかん」の地域子育て支援センターにおいて、子どもや保護者からの様々な相談に対応します。また、町内の保育園開放日に合わせて、各保育園で巡回子育て相談を行います。 福祉課、保健センター、教育委員会などにおいては、電話、窓口、電子メールなど、利用しやすい多様な方法で対応していきます。	福祉課
9	教育相談体制の充実	不登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係など多様な相談について、スクールカウンセラー（SC）、オアシス教室室長・主任による相談で適切に対応していきます。SC、オアシス教室室長・主任は、電話・来所相談を中心にしますが、要請があった場合、訪問相談も行います。	学校教育課
10	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。	保険長寿課
11	地域における相談体制の充実	子育て支援の相談については、福祉課、教育委員会、子育て支援拠点施設「ぼっぼかん」、保健センター等役場内の連携を強化し、民生委員・児童委員などと連携して対応します。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
12	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て不安の緩和等を目指し、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」で実施している地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育て親子の交流の場の提供、子育てサークルの組織化などを推進します。 また、子育て家庭のニーズを把握し、施設・事業等を適切に支援できるよう体制を整えます。	福祉課
13	「ぽっぽかん」の活用促進	「ぽっぽかん」の機能を生かし、子どもと高齢者など世代間交流の場として積極的に活用していきます。ボランティア団体「ぽっぽ母べえ」が運営するぽっぽかんの喫茶ふれあいサロンは、育児中の母親同士の交流ばかりでなく、子育て経験豊富な高齢者との交流の場ともなっており、今後も様々なボランティアの活動拠点となるよう開かれた施設運営を目指します。	福祉課
14	園庭の開放	保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前の子どもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。 また、月に1回未就園児とのふれあいの機会「あそびの広場」を継続して実施します。	福祉課
15	出前保育の実施	地域の公民館や公園、中山道みたけ館等において、保育士による遊びの指導や育児相談を行う出前保育を実施します。	福祉課
16	子育てサークル等への支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルの活動の後方支援を行います。絵本やおもちゃの貸し出し、会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	福祉課
17	子育て支援ボランティアの育成	子育てサークルの活動や母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援に関わるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、その活動を支援します。	福祉課
18	子育て支援ネットワークの構築	家庭、保育園・幼稚園、学校、企業、地域の関係団体、行政など関連機関の連携を強化し、情報の共有化を図ることにより、総合的な子育て支援ネットワークの構築を目指します。	福祉課
19	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの積極的な周知活動、講習会や交流会の実施等により会員の増加と利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進します。	福祉課

(3) 支援を要する子どもへの対応

母子世帯・父子世帯は全国的に増加傾向にあり、その傾向は本町においても同様です。また、発達障がい診断を受ける子どもも増加傾向にあり、子どもやその保護者への社会的な支援はますます重要性を増しています。

障がいの有無や世帯の状況などによらず、すべての子どもが地域でいきいきと育っていける環境を創出するため、個々の状況に応じたきめ細かな支援を提供していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	障がい児保育の充実	障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、障がいのある子どもの発達を促します。同時に、障がいのない子どもと障がいのある子どもの相互理解を進めます。加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。	福祉課
2	障がい児発達支援（ことばの教室）の充実	早期療育のための通所施設として設置されている「ことばの教室」において、今後とも療育内容の充実に努めていきます。 また、入級退級判定委員会を開催し、保育園・幼稚園・町保健センターと連携して対応します。増加傾向にある発達障がい児、発達支援を要する子どもに対応するため、個々に対する支援プログラムづくりができる体制を整えていきます。	福祉課
3	発達障がい児支援ネットワークの確立	保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、福祉課、保健センター、各保育園・幼稚園、学校、医療機関など、関係機関のネットワークを確立し、迅速で適切な対応に努めます。	福祉課
4	保育所等訪問支援（巡回相談）の実施	臨床発達心理士、障がいのある児童の指導経験のある保育士、保健師等が協力連携し、町内の保育園、幼稚園を巡回し集団に適応するための専門的な支援を行います。	福祉課
5	障がいのある子どもを持つ保護者への支援	子どもの障がいは、その保護者にとって精神的な負担が大きく、継続的な心の支援が求められます。研修会、交流会、相談等を通じて精神的負担の軽減に努めます。	福祉課
6	発達障がいに対する理解促進	発達障がいに関する知識と理解を深めるため、保育、教育、保健関係など児童と日常接する機会の多い職種の人が積極的に研修等に参加するとともに、日常業務を通じて常に理解の促進を図ります。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
7	放課後等デイサービスの実施	就学している障がいのある児童が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。 児童、保護者の意見や状況などを踏まえ、サービス事業所の紹介等、利用者支援を行います。	福祉課
8	インクルーシブ教育の推進	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」の連携とそれぞれの充実を図ります。 また、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて町・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で合理的配慮を決定し、提供します。	学校教育課
9	重度心身障がい児への社会参加の促進	重度の障がいのある児童の社会参加を促進するために、公共交通機関の利用にかかる費用の一部を助成します。該当する人ができるだけ多く利用できるよう周知に努めます。	福祉課
10	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の助成、保育料の減免など経済的な支援を継続して実施します。 また、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 生活資金や奨学金の貸付制度、各種助成制度の充実に向け、国・県に働きかけます。	福祉課
11	ひとり親家庭に対する情報提供	可茂県事務所・岐阜県母子家庭等就業自立支援センターと連携して、各種サービスの周知啓発を図り、必要なサービスの利用を促進します。	福祉課
12	ひとり親家庭に対する就業支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費事業の周知を図ります。 また、公共職業安定所等と連携し、民間事業者に対する協力を要請していきます。	福祉課

(4) 親の仕事と生活の調和

長時間労働が社会的な課題の1つとして大きく取り上げられるようになる中、より生産性の高い働き方やワーク・ライフ・バランスの向上が強く求められるようになっていきます。通信技術の向上等により、テレワークなどの新しい働き方も広く知られるようになりました。また、人口減少に伴う労働力不足等を背景に、女性の就労のあり方も大きく見直されるようになっていきます。

子育てしながら就労することのできる環境づくりを進めるとともに、父親の家事・育児への参加を促すことで、女性がそのスキルを生かして活躍することのできるような環境を創出する必要があります。

従業員による育児休業や介護休業などの取得促進など、企業による子育て支援を呼びかけます。また、就労を希望する人が、そのスキルを生かして活躍できるよう、雇用の場の創出を支援します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、セミナーを開催するなど意識啓発を図ります。	まちづくり課
2	柔軟な就労形態の推進	多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者にワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等を周知し、啓発に努めます。	まちづくり課
3	相談窓口の設置	働く男女がともに家庭的責任を担い、家庭生活と職業生活を両立したバランス良い生き方ができるように相談窓口を設置していきます。	まちづくり課
4	一般事業主行動計画の策定促進	商工会など関係機関と協力して、従業員100人以下の事業主についても、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます。	まちづくり課
5	育児・介護休業制度等の周知	ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。	まちづくり課
6	再就職のための支援	出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談や職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。また、ハローワークと連携し、管内の企業による就職説明会を開催するなど、再就職希望者の支援を行います。	まちづくり課

No.	取り組み	概要	担当課
7	事業所内保育施設の整備促進	従業員のために託児施設を設置した事業主に対して支給される事業所内託児施設助成金や、子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業等をPRし、事業所内の保育施設の整備を啓発します。	まちづくり課
8	男女共同参画の意識啓発	広報紙をはじめとする様々な媒体での意識啓発のほか、関係機関と連携して講座等を開催し、幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたってはSNS等も活用し、より多くの住民の参加を得られるよう努めます。	企画課
9	男性の子育て参加の促進	男女共同参画を念頭に、「家族学級」など家庭教育事業を開催し、父親の子育て参加や親子のふれあいを促進します。家庭教育学級などの開催にあたっては、父親を含む多世代が参加しやすい工夫を行います。	生涯学習課

(5) 子どもと家族の人権を守るための支援

厚生労働省が令和元年 8 月に公表した「平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成 30 年度で 16 万件近くとなっており、過去最多を更新しています。心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。令和 4 年までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、本町においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していく必要があります。

引き続き、要保護児童対策地域協議会等において、支援を必要とする児童の情報を共有・検討し、適切な介入に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	人権に関する啓発の推進	広報紙、講演会など、様々な媒体、機会を通して、子どもの人権を含めた人権に関する意識の啓発に努めます。	福祉課
2	人権教育・啓発に関する基本計画の推進	「御嵩町人権施策推進指針」に基づき、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における人権施策を推進していきます。	福祉課
3	子どもの意見を聞く場づくり	子どもの意見を尊重し、まちづくり等に反映できるよう、子どもの意見を聞く場をつくりまします。	学校教育課
4	虐待・DV の予防と防止	特に心理面での虐待に対する予防啓発を進めるとともに、個別相談を通じて、虐待や DV の予防に努めます。	福祉課
5	児童虐待防止のためのネットワークの充実	要保護児童対策協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育園・幼稚園、学校、保健センター、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。 また、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた検討を進めていきます。	福祉課
6	児童虐待に対する相談の充実	被害にあった子どもや保護者等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の整備を進めていきます。	福祉課
7	児童虐待防止の啓発	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。また、関係者の研修会や講演会を開催していきます。	福祉課

3. 基本目標3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

(1) 子どもの健全育成対策の充実

子どもたちが、夢を抱きながら自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や人を思いやる心、たくましく生きるための健康な身体を育むことが重要です。様々な体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	青少年育成町民会議の充実	青少年育成町民会議の体制の充実を図るとともに、各自治会に地区推進員を配置し、青少年の健全育成を強化します。また、安全安心ボランティア活動など各地区の実情にあった活動を推進するとともに、少年の主張大会、街頭啓発等を実施します。	生涯学習課
2	世代間交流の促進	高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を、子どもたちやその親の世代に伝えることができるよう、高齢者いきがい活動支援センターでの交流や、夏祭りなどの地域行事などを中心とした、子どもと高齢者との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。	保険長寿課
3	子どものボランティア活動の推進	地域清掃活動などの地域におけるボランティア体験の機会を充実します。これらの活動にあたっては、社会福祉協議会、地域住民の協力を得ながら取り組みます。 中・高校生主体のボランティアグループであるJLC活動の活性化に向けて、様々な側面的な支援を行っていきます。	生涯学習課
4	子ども会活動への支援	子どもが主体となって、子ども会の活動に取り組めるよう、子ども会育成協議会をはじめ関係団体との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。	生涯学習課
5	総合型地域スポーツクラブ等の充実	年齢に関わらず、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむことができる場である、総合型地域スポーツクラブ「みたけスポーツ・文化倶楽部」が中心となって、住民主体のスポーツ活動・文化活動を支援していきます。 また、クラブ会員であるスポーツ少年団の活性化を図るとともに、地域における指導者の養成に努めます。	生涯学習課

No.	取り組み	概要	担当課
6	放課後児童クラブ活動の活性化	放課後における子どもの居場所の1つである放課後児童クラブについて、利用希望者のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の構築を引き続き進めます。	学校教育課
7	放課後子ども教室（地域子ども教室）の充実	放課後子ども教室については、学校などと協議を行い、放課後の学校施設の一時的利用や、人材の確保などについて検討を進めるとともに、放課後児童クラブとの連携を深め、一体的な運用を検討していきます。 土・日曜日と学校の夏休み等の長期休暇中における子どもの居場所を提供するため、地区公民館などを拠点に地域住民の参画を得て、体験活動やスポーツ・文化活動などの交流活動などを行う地域子ども教室の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課
8	公園の整備・維持	地域の公園が、魅力ある公園として子どもたちの育ちの場、放課後の子どもたちの居場所となるよう、児童公園等の整備助成制度の充実を図るとともに、管理に関する支援を行います。また、多世代にわたる健康づくりの場、地域の交流の場として機能するよう、設備の内容や配置を検討します。	福祉課
9	児童館の整備	子どもが天候に左右されず安心して遊ぶことができるよう、老朽化した中児童館について、具体的な整備手法を含めて建て替え等の検討をしていきます。	福祉課
10	児童館の柔軟な運営	子どもの居場所として柔軟な活用が図れるよう指定管理者制度により運営していきます。	福祉課

（２）教育環境の充実

技術の発展などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、その変化はますます進んでいくことが見込まれます。次代を担う子どもが、社会の変化に柔軟に対応しながら、生き抜いていく力を身につけられるような教育のあり方が求められています。

新学習指導要領に対応した教育プログラムの提供等を通じ、基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と思いやりの心を育む教育環境をつくっていきます。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	学力の確実な定着	新学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や補助教員の配置などにより、個に応じたきめ細かな学習指導を進めます。	学校教育課
2	道徳・人権教育の推進	道徳教育の改善・充実により、あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくよう努めます。また、子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合うところを育て、差別や偏見がなくなるよう、学校、家庭、地域の連携による人権教育を進めます。	学校教育課
3	福祉教育の推進	総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある人や高齢者との交流など体験学習を実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなど、福祉のこころを育みます。	学校教育課
4	環境教育の充実	環境モデル都市みたけの一員として、環境に対する意識・知識を高めるとともに、環境保全に関心を持つことができるよう、学校教育の中で環境教育を進めていきます。また、学習の成果を地域に広める取り組みをしていきます。	学校教育課
5	体験学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然と関わる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育んでいきます。	学校教育課
6	ICT教育の充実	パソコン等を活用して、情報コミュニケーション技術の向上を図るとともに、情報モラルの向上を目指し、インターネットなどの適切な利用方法を伝えていきます。	学校教育課

No.	取り組み	概要	担当課
7	特色ある学校づくり	地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを目指します。	学校教育課
8	保育・教育機関の連携	保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。 また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。	福祉課
9	本とのふれあいの促進	絵本・紙芝居の読み聞かせ（みみちゃんタイム）を通し、乳児の言葉と心の発達を支援するとともに、親子のふれあいを深められるよう、絵本とふれあう機会を提供します。 読書の素晴らしさを伝え、豊かな感性を身につけるとともに、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。 各校において、図書館の蔵書の充実や児童・生徒が親しみやすく読書活動が充実するような図書館経営に努めます。	学校教育課
10	子どもの創作活動の推進	子どもの豊かな心と感受性を育むため、創作活動を行う機会の充実を図ります。また、多くの住民の目に触れる庁舎や関係施設において、作品展などの発表の場を提供します。	学校教育課
11	相談体制の充実	不登校などの学校不適応については、オアシス教室相談員、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。また、スクールカウンセラー等による教職員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を構築します。 いじめや差別の未然防止のために、毎日の児童・生徒の観察はもとより、定期的なアンケートの実施、生活記録の活用などにより、常に児童・生徒の様子の把握に努めます。	学校教育課
12	適応支援教室の充実	不登校児童・生徒を対象とした適応支援教室「オアシス教室」の充実を図るとともに、小中学校と連携し、学校生活への復帰や進学などへの支援を行います。	学校教育課

(3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと知識を身につけ、主体的に子育てに関わることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行っていきます。また、子どもたちが、次代の親として子どもを生み育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	身近な場所での子育て講座等の開催	子どものしつけや接し方など子育てに悩む家庭に対し、地域子育て支援センター、保育園、母子保健事業など様々な人材、施設、機会を活用して、身近な場所での子育て講座、相談などを提供します。子育て支援に関わる職員、子育てサポーターなどの資質向上を図ります。	福祉課
2	家庭教育学級の充実	0歳児から中学校期まで子どもの発達段階に応じた家庭教育学級を開催します。家庭が抱える子育ての悩みを把握し、実施内容の見直しなど事業の充実を図るとともに、ボランティアによる託児を行うなど、子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。0歳児学級では、保健センターと連携して初めて子育てする親の悩みの相談の場を提供します。	生涯学習課
3	家庭の教育力を高める情報提供	子育てに必要な知識や技術を学べるよう、様々な機会を通してヒントや手本となる子育て情報を提供します。また、父親の家庭教育への関わり等について学ぶ機会を提供します。	福祉課
4	イベント等への参加促進	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、町が主催するイベント等における託児サービスを拡充します。また、託児ボランティアの育成に努め、支援体制の強化を図ります。	福祉課
5	中学生の保育体験の推進	少子化、地域のつながりの希薄化等により、小さな子どもと接する機会の少なくなった中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり出します。	福祉課
6	若者の自立意識の高揚	若者が自分の力で生きていくために、職業意識や自立意識を持てるよう、小中学校において、「進路教育」・「キャリア教育」に、勤労体験や体験活動等を組み込むことで、望ましい勤労観や職業観の育成に努めます。	学校教育課
7	若者の就労意識の高揚	中学校において、職場体験学習や保育実習等を実施し、若者の就労意識の高揚を図ります。	学校教育課
8	若者の就労支援	ハローワークと連携し、管内の高等学校を対象とした、地元企業との意見交換会や企業見学会を開催し、就職活動の促進を図ります。	まちづくり課

4. 基本目標4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり

(1) 子どもの安全確保

子どもが安心して外出し、気兼ねなく活動することができるよう、地域を中心に関連機関の連携の強化を図りながら、犯罪や災害、交通事故から子どもを守るための活動を推進していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	見守り体制の強化	子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため学校安全サポーターを配置するとともに、生徒児童が危険から身を守る方法を身につけるよう指導していきます。 学校安全サポーターに加え、「ながら見守り」の推進など地域住民による子どもの見守りへの参加・協力を呼びかけていきます。	学校教育課 生涯学習課
2	緊急避難所の充実	子どもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子ども 110 番の家」(緊急避難場所)等、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難場所の拡充を図るとともに、そのPRに努めます。また、学校防犯メールにより、保護者への必要な情報を迅速に伝達します。	学校教育課
3	子どもの携帯電話利用に関する啓発	携帯電話、スマートフォン、パソコン等を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話の正しい利用に関する啓発を行うとともに、直接対話することの大切さを伝えていきます。さらに、子どもだけでなく、保護者が現状を知り、対応する必要があることから、講演会等による啓発に努めます。	生涯学習課
4	非行防止活動の推進	青少年育成町民会議が中心となって、青少年の非行防止のための活動を推進するとともに、万引き、未成年の喫煙・飲酒などに対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。 また、地区推進員等による見守り活動を実施します。	生涯学習課

No.	取り組み	概要	担当課
5	交通安全教育の充実	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実情に応じた交通安全教室を、警察・交通指導員等との連携により実施します。	学校教育課
6	防災教育の推進	防災訓練とともに、防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。 教職員を対象に救急救命講習会（AED 講習会）等を実施します。	学校教育課
7	通学路等の危険箇所の点検・改善	御嵩町通学路交通安全推進会議を設置し、「御嵩町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。 防犯灯については、設置費用の補助を行いながら、各自治会による設置を促進します。	学校教育課 総務防災課
8	児童施設の防災対策の推進	子どもに関連する施設の耐震補強工事を推進します。各保育園、各児童館において、定期的に避難訓練を実施します。	福祉課

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

子育てしやすい環境を創出・維持していくためには、教育・保育サービスをはじめとしたソフト面の充実のみならず、ハード面における整備も重要です。子どもや子育て中の保護者が外出しやすい施設や設備の整備・改修を進めていく必要があります。子ども、保護者が安心して生活できる環境を整えていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	良好な住環境の整備	老朽化により今後の利用が困難となっている住宅の統廃合を検討します。また、民間との連携や空き家の活用による住宅の確保も検討します。 町営住宅においては、効率的な維持管理を進めていきます。	総務防災課
2	ユニバーサルデザインの推進	公共建築物等の整備にあたっては、誰にとっても使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。	建設課
3	安全な歩行空間の確保	歩道の整備、歩道の段差解消など、安心して出かけられる歩行空間の整備を促進します。 特に学校周辺については、優先的に整備を行い、未来を担う子どもたちが過ごす環境の安全確保を図ります。	建設課

第5章 子どもの貧困対策

第1節 子どもの貧困対策計画策定の背景

次代を担う子どもたちが自分の可能性を信じて今を生き、未来を切り拓いていける環境づくりは、まちづくりの基本であると同時に、御嵩町の将来を左右する重要な取り組みの1つです。

しかしながら、その生まれ育った環境の事情等により子どもの現在や将来が左右されることも現実には生じています。子どもの相対的貧困率は、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、平成21年に15.7%、平成24年に16.3%に上昇しました。平成27年には13.9%と12年ぶりに改善しましたが、約7人に1人の子どもが貧困状態にあるという厳しい状況にあります。独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「第5回子育て世帯全国調査」によると、母子世帯の貧困率は51.4%、父子世帯の貧困率は22.9%となっており、ふたり親世帯の貧困率5.9%を大きく上回る結果となっています。

このような中、子どもの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援なども合わせて子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が成立し、平成26年1月に施行されました。また、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。さらに、令和元年6月には法律の一部が改正され、同年9月に施行されました。改正法では、目的や基本理念の充実や大綱の記載事項の拡充等が定められ、同年11月には新たな大綱が策定されました。

御嵩町においても、平成30年に岐阜県が実施する調査と並行する形で、町民アンケートを行っています。経済的な理由で食料が買えなかった経験が“あった”と回答した人は、小学校1年生保護者では13.4%、小学校5年生・中学校2年生保護者では17.0%となっています。また、衣料が買えなかった経験が“あった”と回答した人は小学校1年生保護者では20.0%、小学校5年生・中学校2年生保護者では18.8%となっています。子どもの貧困の把握は非常に難しく、このアンケート結果のみをもって子どもの貧困率を定めるものではありませんが、日々の生活の中で経済的な課題を抱えるケースは本町においても少なくなく、またすべての町民に起こりうる課題の1つでもあるといえます。

本町においては、子どもの貧困対策として、子どもの視点を第一として、切れ目のない施策の実施等に配慮することが求められることから、本計画の中で、教育や福祉等の分野における関連する事業を総合的に推進することで、子どもの貧困状況の改善を図ります。

第2節 施策の展開

(1) 教育・保育に関する支援の提供

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、各種の教育支援に取り組みます。また、すべての子どもとその保護者が、世帯の経済状況に関わらず、適切な保育サービスが利用できるよう、子育て支援情報の提供と適切な支援への接続に努めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	保育料の軽減 (再掲)	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の児童の保護者の経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児の保育料についても、保護者の経済的負担にも配慮します。	福祉課 学校教育課
2	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供(副食の提供に限る。)を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の状況等を勘案し、その一部を補助します。	学校教育課
3	就学援助費の支給 (再掲)	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費補助制度の周知に努めます。	学校教育課
4	預かり保育の拡充 (再掲)	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の拡充に関する協力を要請していきます。	福祉課
5	延長・長時間保育の充実 (再掲)	利用者のニーズに対応できるよう、延長保育の供給体制の確保の整備に努めます。	福祉課
6	休日保育の充実 (再掲)	保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・祝日の保育ニーズに応えられるよう、引き続き御嵩保育園において休日保育を実施します。	福祉課
7	一時預かり事業の拡充 (再掲)	保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育園等に預ける一時預かり事業を御嵩保育園において実施します。 子育て家庭のニーズに対応したサービス内容の拡充等の検討を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの利用についても周知・啓発を図ります。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
8	病児・病後児保育の実施 (再掲)	仕事と子育ての両立を図る保護者を支援するため、病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育を提供します。引き続き、可児市と協定を結び、サービスの提供に努めます。	福祉課

(2) 生活支援の提供

貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上の問題に関する相談・支援に取り組み、家庭の状況等に応じた地域での生活を支援します。家庭の生活の基礎を支えるため、各種手当の支給や助成、または情報を提供し、経済的な支援を行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	福祉医療費の助成 (再掲)	医療費助成について、県補助事業分である就学前児童(入通院時にかかる健康保険適用の自己負担分(入院時食事標準負担額を除く))に加え、同内容の助成を、町単独事業として義務教育就学児(15歳を迎えた3月31日まで)まで対象を拡大し、医療費面での子育て支援を行います。	福祉課
2	「ぎふっこカード」の周知 (再掲)	子育て家庭の経済的負担の軽減と地域の商店街等の活性化を目指した県の子育て家庭応援キャンペーン事業の一環である「ぎふっこカード」のPRを図ります。	福祉課
3	地域における相談体制の充実 (再掲)	子育て支援の相談については、福祉課、教育委員会、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」、保健センター等役場内の連携を強化し、民生委員・児童委員などと連携して対応します。	福祉課
4	ひとり親家庭に対する情報提供 (再掲)	可茂県事務所・岐阜県母子家庭等就業自立支援センターと連携して、各種サービスの周知啓発を図り、必要なサービスの利用を促進します。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
5	ひとり親家庭の自立支援 (再掲)	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の助成、保育料の減免など経済的な支援を継続して実施します。 また、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。 生活資金や奨学金の貸付制度、各種助成制度の充実に向け、国・県に働きかけます。	福祉課
6	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の推進 (再掲)	生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、保健師が中心となって家庭訪問を行い、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 また、低出生体重児の支援として、病院から退院後の早期訪問、継続訪問等の実施をします。「こころの体温計」の普及・啓発活動を行います。	福祉課
7	育児相談の充実 (再掲)	保健師による育児相談を月1回開催していきます。開催にあたっては、誰もが気軽に利用できるようプライバシーに配慮した環境を整えます。 6～7か月児を対象に、「パクパク相談」を毎月1回開催します。BCG接種を同時実施するなど、相談しやすい体制づくりに努めます。 「10か月児相談」として、10か月児とその保護者を対象とした子育て相談を行うとともに、食事、歯、生活リズム、運動や精神発達など子どもの健康の保持増進にかかる情報提供を行います。	福祉課
8	ワイワイひろばの充実 (再掲)	発達の遅れが心配される子どもと保護者や、育児不安等の強い保護者などを対象とした、ワイワイひろばを毎月開催し、保護者が育児の関わりの中で子どもの成長発達を促すための適切な助言等を行います。乳幼児健康診査等の事後教室として行い必要な療育等の支援につなげます。 また、保護者とともに子どもの支援の方法について情報共有等を行えるよう、個別相談を実施し、一緒に検討できる場とします。	福祉課

No.	取り組み	概要	担当課
9	相談窓口の充実（利用支援事業の実施）（再掲）	「ぽっぽかん」の地域子育て支援センターにおいて、子どもや保護者からの様々な相談に対応します。また、町内の保育園開放日に合わせて、各保育園で巡回子育て相談を行います。 福祉課、保健センター、教育委員会などにおいては、電話、窓口、電子メールなど、利用しやすい多様な方法で対応していきます。	福祉課
10	地域子育て支援拠点事業の充実（再掲）	子育て不安の緩和等を目指し、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」で実施している地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育て親子の交流の場の提供、子育てサークルの組織化などを推進します。 また、子育て家庭のニーズを把握し、施設・事業等を適切に支援できるよう体制を整えます。	福祉課

（3）就労支援の提供

保護者の自立と生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を支援するなど、保護者の就労を支援します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	ひとり親家庭に対する就業支援（再掲）	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費事業の周知を図ります。 また、公共職業安定所等と連携し、民間事業者に対する協力を要請していきます。	福祉課
2	若者の就労支援（再掲）	ハローワークと連携し、管内の高等学校を対象とした、地元企業との意見交換会や企業見学会を開催し、就職活動の促進を図ります。	まちづくり課
3	再就職のための支援（再掲）	出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談や職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。また、ハローワークと連携し、管内の企業による就職説明会を開催するなど、再就職希望者の支援を行います。	まちづくり課

第6章 子ども・子育て支援サービスの提供

第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供

平成27年4月から開始された「子ども・子育て新制度」は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える仕組みであり、身近な市町村がその中心を担うこととされています。本町でも、平成27年3月に策定した「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の提供に努めてきました。

今後も、地域子ども・子育て支援事業によるサービスの提供を継続し、御嵩町における子どもやその保護者の支援を進めていく必要があります。

第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量

1. 区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。第1期御嵩町子ども・子育て支援事業計画では、町全体を教育・保育提供区域（1区域）として設定しています。

本計画においても、この区域の考え方は継承するものとします。

2. 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	105	103	99	96	94
1～2歳	241	234	225	219	212
1歳	117	110	108	104	101
2歳	124	124	117	115	111
3～5歳	446	413	410	379	370
3歳	152	128	128	121	119
4歳	131	152	128	128	121
5歳	163	133	154	130	130
6～11歳	910	923	923	928	919
6歳	144	166	136	158	133
7歳	154	147	170	139	161
8歳	148	157	150	173	142
9歳	161	150	159	152	175
10歳	143	159	148	157	150
11歳	160	144	160	149	158
計	1,702	1,673	1,657	1,622	1,595

※平成30年年4月1日を基準としたコーホート変化率法による人口推計を基に算出。

3. 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。本町では、供給量（定員数）が量の見込み（必要利用定員数）を上回ることから、量の見込み、利用率を目標値として取り扱うこととします。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

年齢	対象年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	161	150	148	137	134
2号認定	3～5歳	312	290	288	266	260
	幼稚園	65	61	61	56	55
	保育所	247	229	227	210	205
3号認定	0～2歳	83 (24.0%)	81 (24.0%)	78 (24.1%)	76 (24.1%)	74 (24.2%)
	保育所 +地域型保育	74	72	69	67	65
	保育所 +地域型保育	9	9	9	9	9

※3号認定の欄に記載されている括弧書きの割合は保育利用率（目標値）を示す。

■確保方策（1号認定・2号認定の教育ニーズ）■

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	320	320	320	320	320
特定教育・保育施設	—	—	—	—	—
	1号認定	—	—	—	—
	2号認定	—	—	—	—
確認を受けない幼稚園	320	320	320	320	320
地域型保育事業	—	—	—	—	—
	1号認定	—	—	—	—
	2号認定	—	—	—	—
企業主導型地域枠	—	—	—	—	—
その他の認可外保育施設	—	—	—	—	—
	1号認定	—	—	—	—
	2号認定	—	—	—	—

■確保方策（2号認定の保育ニーズ）■

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	277	277	277	277	277
特定教育・保育施設	277	277	277	277	277
企業主導型地域枠	—	—	—	—	—
その他の認可外保育施設	—	—	—	—	—

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
地域型保育	3	3	3	3	3
小規模保育	3	3	3	3	3
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	—	—	—	—	—
その他の認可外保育施設	—	—	—	—	—

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	85	85	85	85	85
特定教育・保育施設	76	76	76	76	76
地域型保育	9	9	9	9	9
小規模保育	9	9	9	9	9
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	—	—	—	—	—
その他の認可外保育施設	—	—	—	—	—

■（参考）認定区分と給付内容■

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける 施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

第3節 量の見込みと提供体制の確保

各事業の利用量をそれぞれ見込みます。

1. 利用者支援に関する事業（利用者支援）

この事業は、子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

御嵩町では、子育て支援拠点「ぽっぽかん」にてサービスを提供しています。今後も「ぽっぽかん」を活用し、事業を実施していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	か所	1	1	1	1	1
提供体制	か所	1	1	1	1	1

2. 時間外保育事業（延長保育）

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。

御嵩町では、中保育園、御嵩保育園において、1園30人を上限として実施しています。引き続き、現行の提供体制の維持に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	60	60	60	60	60
提供体制	人	60	60	60	60	60

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

御嵩町では、御嵩小学校放課後児童クラブと伏見小学校放課後児童クラブ、上之郷小学校放課後児童クラブを設置しています。量の見込みは、現状の利用実績に加え、ニーズを推計して算出しています。今後も、利用を希望する児童とその保護者のニーズに対応できるよう、提供体制の確保を図ります。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	195	195	195	195	195
提供体制	人	195	195	195	195	195

4. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

御嵩町では、岐阜県内の児童養護施設等に委託して提供しています。引き続き事業の利用を必要とする児童に対し、適切なサービスの提供を図れるよう、提供体制の確保を図ります。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	3	3	3	3	3
提供体制	施設	4	4	4	4	4

5. 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。御嵩町では、保健師が中心となって実施しています。

利用見込みは、計画期間における出生数の推計から算出しています。今後も、保健師による家庭訪問を行い、保護者の不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報の提供等を行います。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	105	103	99	96	94
提供体制	人	105	103	99	96	94

6. 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他のものによる 要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■第2期計画期間における利用見込み■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	10	10	10	10	10
提供体制	人	6	6	6	6	6

7. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。御嵩町では、「ぽっぽかん」において実施しています。

子ども人口は減少していますが、未就学児童の保護者を対象とした調査では、子育てに“不安や負担を感じる”とする回答が半数以上を占めており、地域子育て支援拠点の重要性は高くなっています。引き続き利用を希望する保護者が利用できるよう、「ぽっぽかん」におけるサービス提供体制の確保を図っていきます。なお、利用見込みは過去4年間の利用の平均から設定しています。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
提供体制	か所	1	1	1	1	1

8. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。御嵩町では、預かり保育をみたけ幼稚園、一時保育を御嵩保育園で実施しています。

今後も、子育て家庭のニーズに対応し、サービス内容の拡充に向けた検討を進めます。なお、利用見込みは平成31年度（令和元年度）の利用実績等から設定しています。

（1）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	160	160	160	160	160
提供体制	人日	320	320	320	320	320

（2）一時預かり事業（在園児対象型を除く一時保育）

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	6	6	6	6	6
提供体制	人日	6	6	6	6	6

9. 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。

御嵩町では、可児市と協定を結び、提供体制を整えています。量の見込みは、現状の利用実績に加え、ニーズを推計して算出しています。引き続き、現行の提供体制の維持を図り、支援を必要とする子どもやその保護者に対するサービス提供を図っていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	4	4	4	4	4
提供体制	施設	4	4	4	4	4

10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

共働き世帯の増加、母子・父子家庭の増加に伴って、今後も利用件数は増加することが見込まれます。引き続き、事業の周知を図るとともに、サポート会員の確保に向けた取り組みも進めていきます。なお、利用見込みは過去4年間の利用実績の平均から設定しています。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人日	25	25	25	25	25
提供体制	人日	50	50	50	50	50

11. 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。御嵩町では妊娠届が提出された際に、母親1人に対して受診票を14枚提供しています。

利用見込みは、計画期間における出生数の推計から算出しています。今後も母子保健の推進を図るため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	人	105	103	99	96	94
提供体制	人	105	103	99	96	94

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

御嵩町では、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供（副食の提供に限る。）を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の状況等を勘案して、市町村がその一部を補助しています。

社会情勢等の変化等を鑑みつつ、適正な事業の執行に努めます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	件	45	45	45	45	45
提供体制	件	45	45	45	45	45

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では現在、特に該当する事業は行っていないませんが、子育て環境の変化等に合わせ、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

第4節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

1. 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として認可されています。

今後も、幼稚園設置者、保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、その意向を尊重しながら、認定こども園への移行の支援を行います。保護者の就労環境の変化や子どもの生活環境などの変化などにより、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図っていきます。

2. 幼稚園及び保育所、小学校との連携

県等が実施する研修会等について、公私立の認定こども園・幼稚園・保育所・小学校すべてに情報を提供し、参加の機会を拡大するとともに、幼保小の交流を推進します。

また、「御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、認定こども園・幼稚園・保育所と地域型保育事業者との協定書等の締結を町独自に求め、両者の適切な連携を担保します。

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園（教育認定）は保育の必要性があって預かり保育を利用する人、幼稚園はすべての人が手続きを行う必要があります。また、保育の必要性があって認可外保育施設等を利用する人は、すべての人が手続きを行う必要があります。給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめや、利用者に対して案内を依頼するものとします。

また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

4. 国及び岐阜県、近隣市町との連携

子育て支援の取り組みには、町が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれています。町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国や県、近隣市町との連携を深めていきます。

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう努めていきます。

1. 計画の周知

町民による子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取り組み等について、広報「ほっとみたけ」、町ウェブサイトなどを通じて周知していきます。

2. 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

1. 御嵩町の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

2. 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

3. 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、子どもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありました。核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

4. 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割

子育て支援事業者・団体やそのスタッフは、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。また、子どもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。さらに、その他の事業者と同様、子育て支援サービス事業者や障害児福祉サービス事業者は雇用者でもあることから、事業所内における労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

5. 企業の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、福祉課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施してきました。また、御嵩町子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、広報「ほっとみたけ」や町ウェブサイト等を利用して広く町民に周知を図ります。

第8章 参考資料

1. 御嵩町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、御嵩町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉を担当する課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続、その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

2. 御嵩町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職等	条例委員区分	備考
伊 藤 和 男	岐阜県子ども会育成連合会 副理事長	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	会長
近 藤 めぐみ	御嵩町保育園代表	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	副会長
寺 本 傑	可児郡 PTA 連合会会長	(2) 法第 6 条第 2 項に規定す る保護者	
小木曾 こず恵	御嵩町保育園保護者会代表	(2) 法第 6 条第 2 項に規定す る保護者	
佐々木 唯 好	みたけ幼稚園保護者会代表	(2) 法第 6 条第 2 項に規定す る保護者	
平 井 智延子	伏見児童館厚生員	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
吉 村 みゆき	学校法人荻須学園 御嵩保育園園長	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
杉 山 一 夫	学校法人杉山第三学園 みたけ幼稚園長	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
森 川 利 子	子育て支援センター	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
佐 野 政 紀	校長会会長	(3) 子ども・子育て支援に関 する事業に従事する者	
梅 田 幸 秀	人権擁護委員	(4) 子ども・子育て支援に関 し知識経験を有する者	
生 駒 三枝子	民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	(4) 子ども・子育て支援に関 し知識経験を有する者	令和元年 12 月～
金 子 こず恵			～令和元年 12 月
平 井 繁 幸	御嵩町商工会長	(5) その他町長が必要と認め る者	

3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の実施概要

1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「御嵩町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

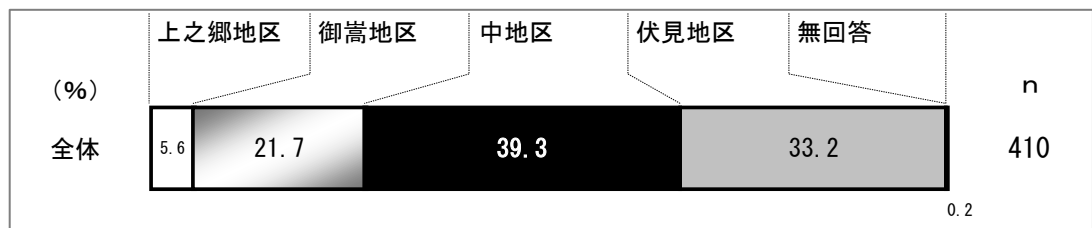
調査種別	就学前児童	小学生
調査対象	御嵩町に居住する 就学前児童の保護者	御嵩町に居住する 小学生の保護者
抽出法	全数抽出	全数抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成 30 年 12 月	平成 30 年 12 月
調査地域	御嵩町全域	御嵩町全域
配布数	880 票	883 票
有効回収数	410 票	384 票
有効回収率	46.6%	43.5%

(2) 調査結果概要（未就学児）

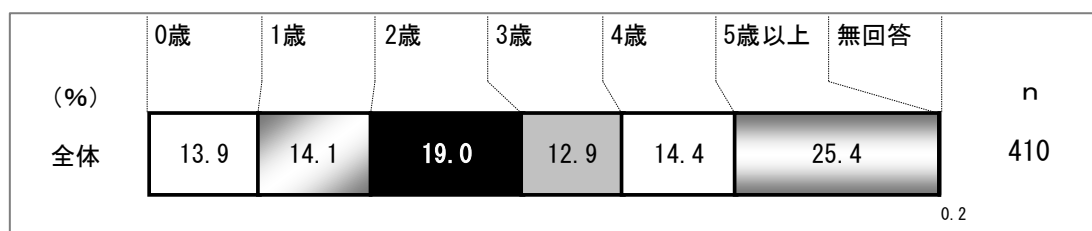
1) 回答者の属性

回答者の属性については以下のとおりです。「中地区」と「伏見地区」の回答者が多くなっています。

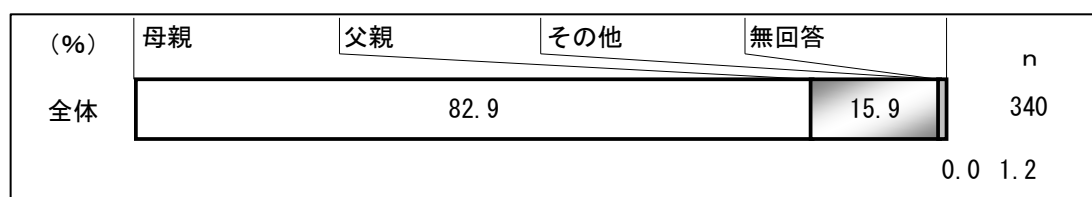
■居住地区■



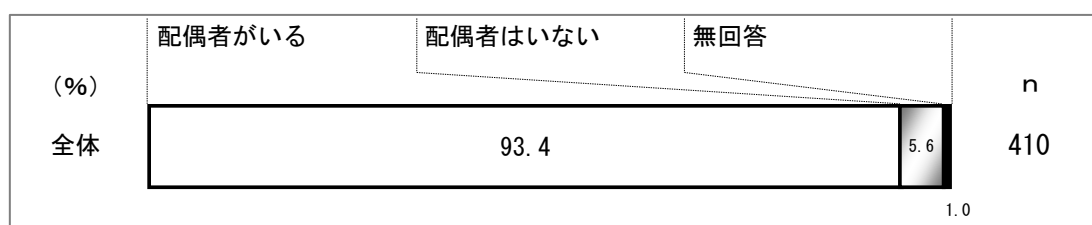
■子どもの年齢■



■回答者と子どもの関係■



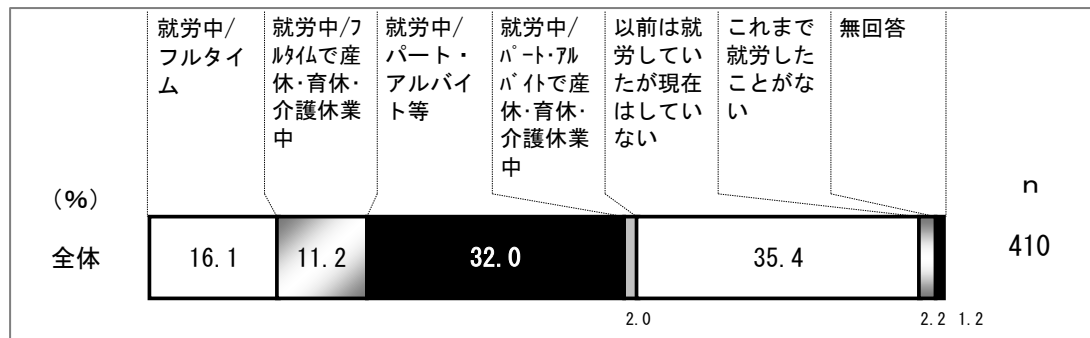
■回答者の配偶関係■



2) 母親の就労状況

母親の就労状況については、「以前は就労していたが現在はしていない」が4割弱を占め、「就労中/パート・アルバイト等」は3割強となっています。

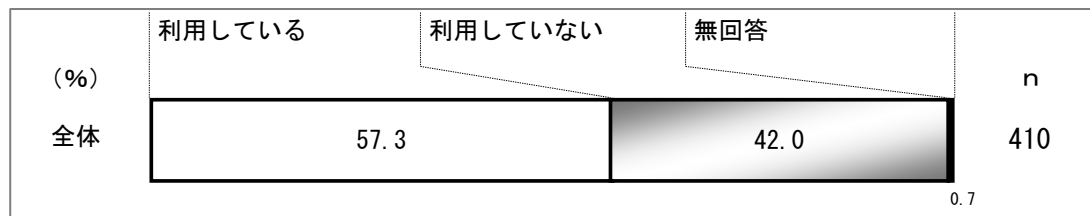
■母親の就労状況■



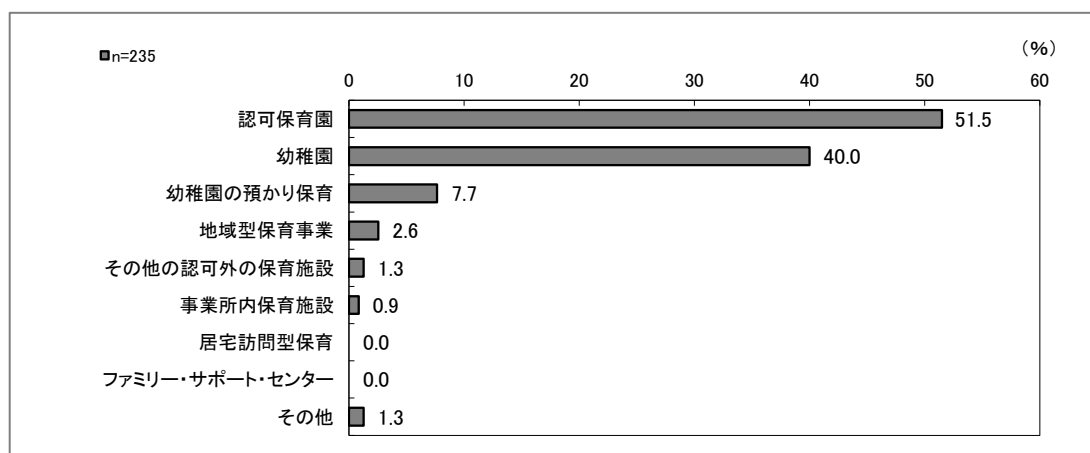
3) 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が6割弱を占めています。利用している事業については、「認可保育園」が51.5%、「幼稚園」が40.0%と、これら2項目が他を大きく引き離して上位を占めています。

■利用している定期的な教育・保育事業の有無■

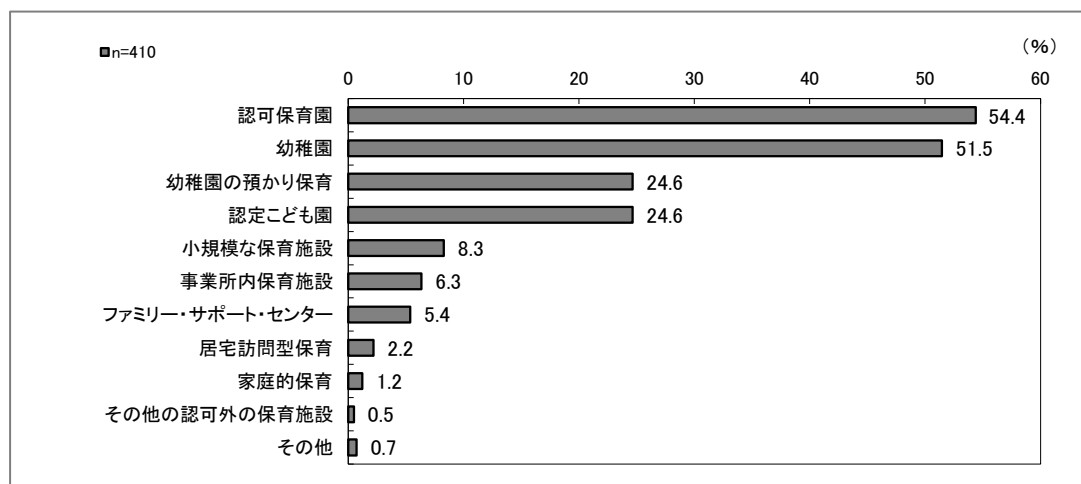


■利用している教育・保育事業■



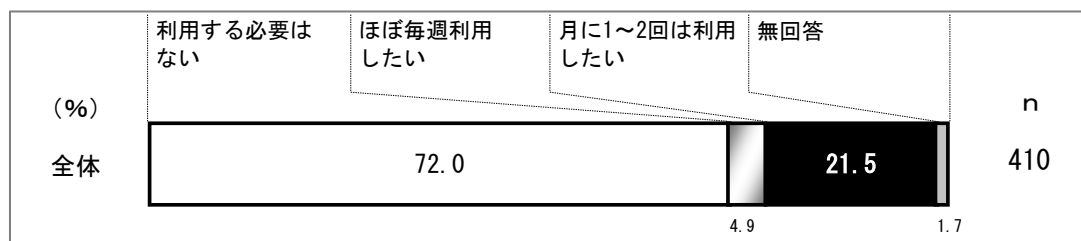
平日、定期的に利用したい事業については、「認可保育園」と「幼稚園」がともに5割以上を占めています。また、「幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」のニーズも一定以上あることがわかります。

■定期的に利用したい事業■

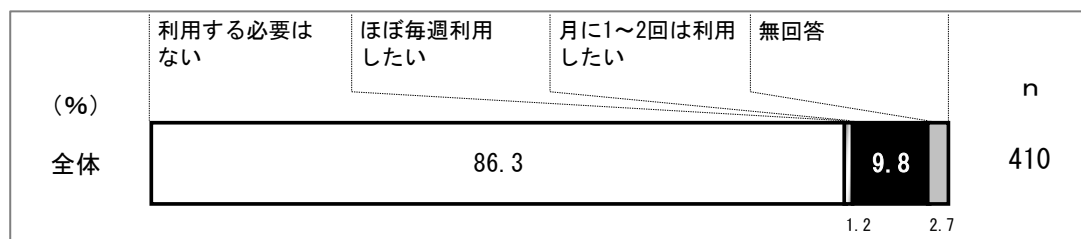


また、土曜日や日曜日・祝日の利用意向についてたずねたところ、「利用する必要はない」が土曜日では7割強、日曜日・祝日では9割弱を占めています。利用意向については、日曜日・祝日より土曜日の方が高いことがうかがえます。

■土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望■



■日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望■



4) 町が実施する事業の利用意向

町が実施している事業の利用意向については、「児童館」や「保健センターだより、HP などの情報サービス」などにおいて、「はい」(＝利用したい) が高い割合を占めています。

■町が実施する事業の利用意向■

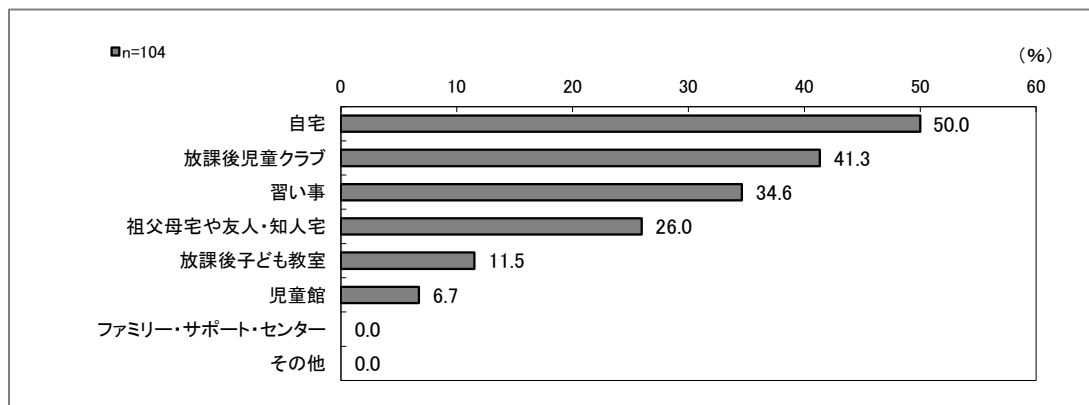
(%)	はい	いいえ	無回答	n
妊婦歯科検診、プレママサークル	47.3	43.2	9.5	410
育児相談、赤ちゃんサークル、ママキッキング	52.9	37.1	10.0	410
保健センターだより、HPなどの情報サービス	71.2	19.8	9.0	410
家庭教育に関する学級や講座	56.1	34.9	9.0	410
各種教育相談	57.3	33.7	9.0	410
保育園や幼稚園の園庭等の開放	67.8	23.4	8.8	410
児童館	77.1	15.1	7.8	410
一時預かり事業	49.0	43.7	7.3	410
病児・病後児保育事業	46.1	46.1	7.8	410
子育て短期支援事業	35.6	54.6	9.8	410
ファミリーサポートセンター事業	41.5	51.2	7.3	410

5) 放課後の過ごさせ方

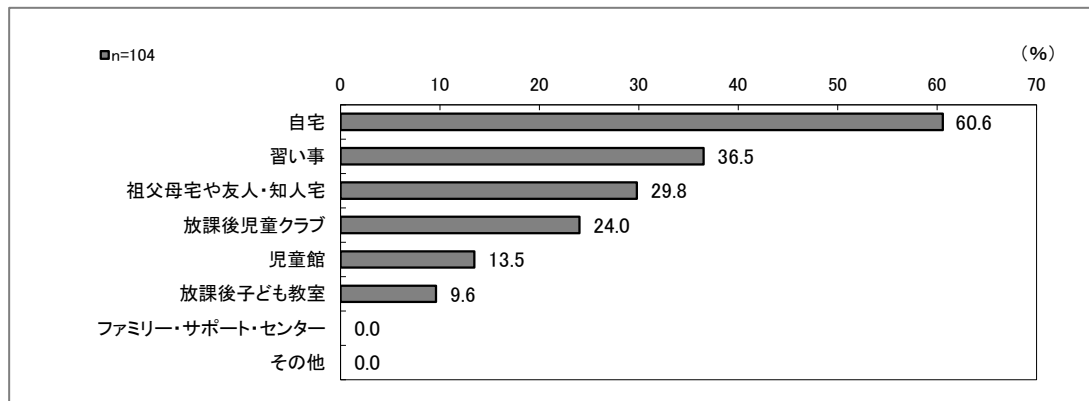
低学年時に放課後をどこで過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」が第1位となっており、次いで「放課後児童クラブ」、「習い事」などとなっています。

また、高学年時に放課後をどこで過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」が第1位となっており、低学年時、高学年時ともに「自宅」で過ごすことを希望する保護者が多いことがうかがえます。放課後児童クラブについては、低学年時の方が、よりニーズが高くなっています。

■低学年時に放課後をどこで過ごさせたいか■



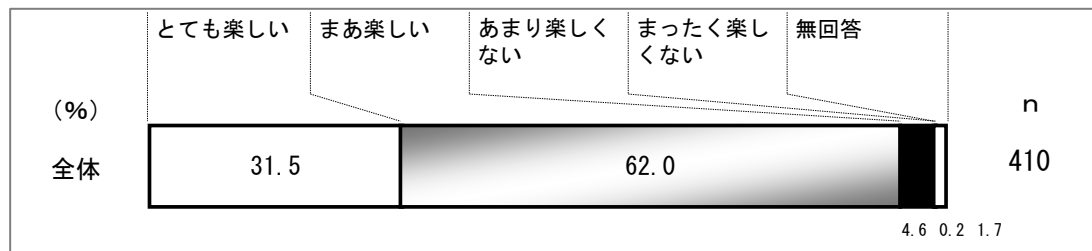
■高学年時に放課後をどこで過ごさせたいか■



6) 子育てに関する悩みや不安

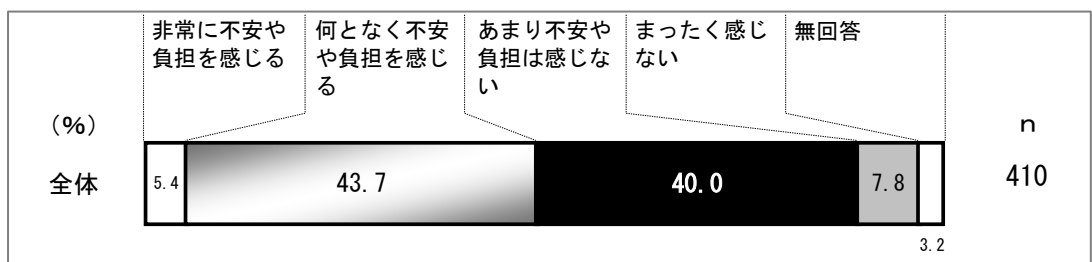
子育てを楽しんでいるかたずねたところ、「とても楽しい」と「まあ楽しい」を合わせた“楽しい”が9割強を占めており、多くの人が子育てにポジティブな感情を抱いていることがうかがえます。

■子育てを楽しんでいるか■



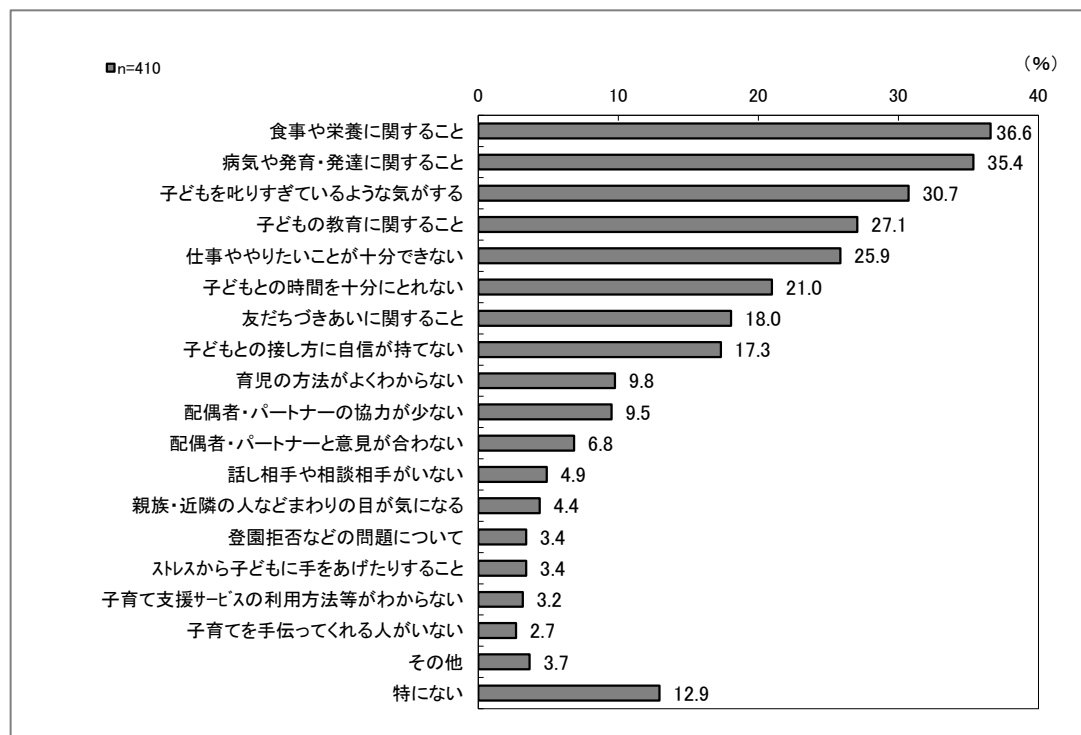
一方で、子育てについての不安や負担を感じるかたずねたところ、「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた“感じる”が5割弱を占めています。

■子育てについての不安や負担を感じるか■



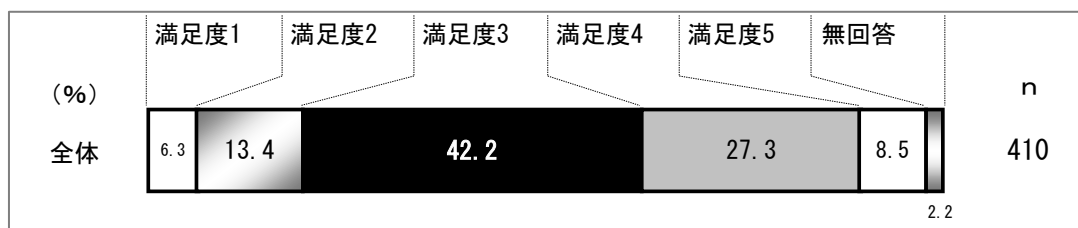
子育てに関して悩んでいること、気になることについては、「食事や栄養に関すること」や「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」などが上位となっています。適切な情報を適切な時期に提供するための仕組みづくりや支援を必要とする子どもや保護者への支援の提供に今後も努めていく必要があります。

■子育てに関して悩んでいること、気になること■



地域における子育ての環境や支援への満足度についてたずねたところ、平均値は3.2点となっています。詳細をみると、「満足度3」が4割強を占めています。中央値である「満足度3」よりも高い値（「満足度4」と「満足度5」）を合わせた“満足”は4割弱、「満足度1」と「満足度2」を合わせた“不満”は2割弱となっており、“満足”が“不満”を上回る結果となっています。

■地域における子育ての環境や支援への満足度■

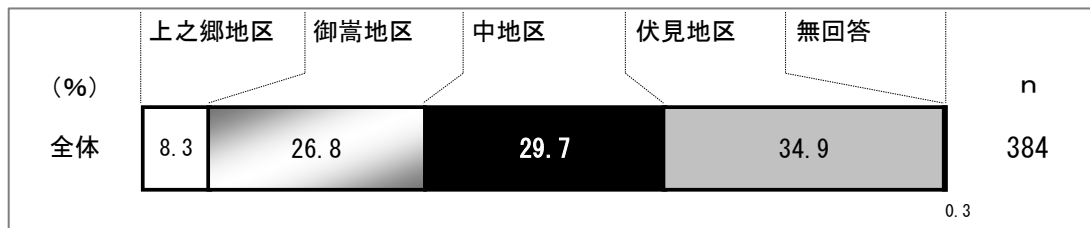


(3) 調査結果概要（小学生児童）

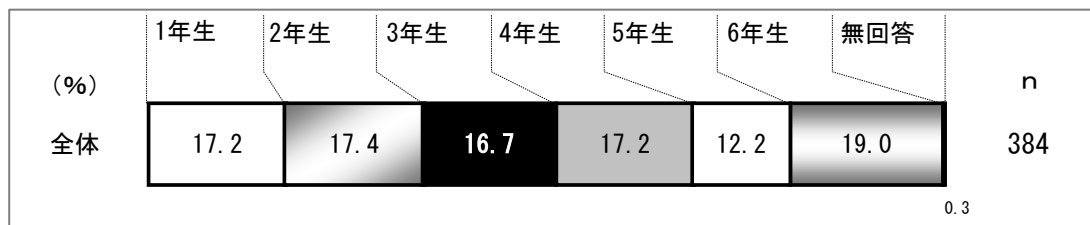
1) 回答者の属性

回答者の属性については以下のとおりです。「伏見地区」の回答者が多くなっています。

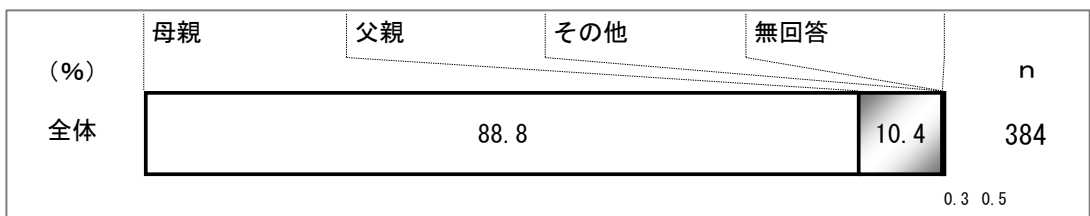
■居住地区■



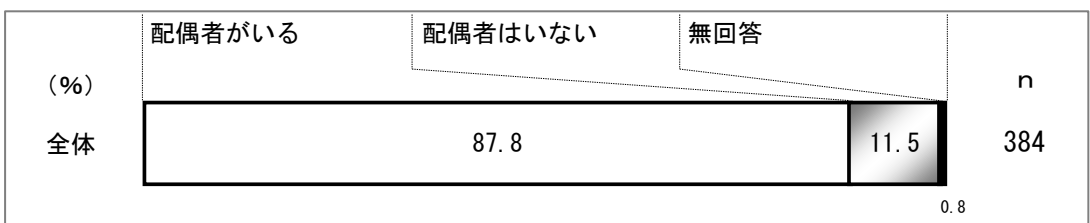
■子どもの学年■



■回答者と子どもの関係■



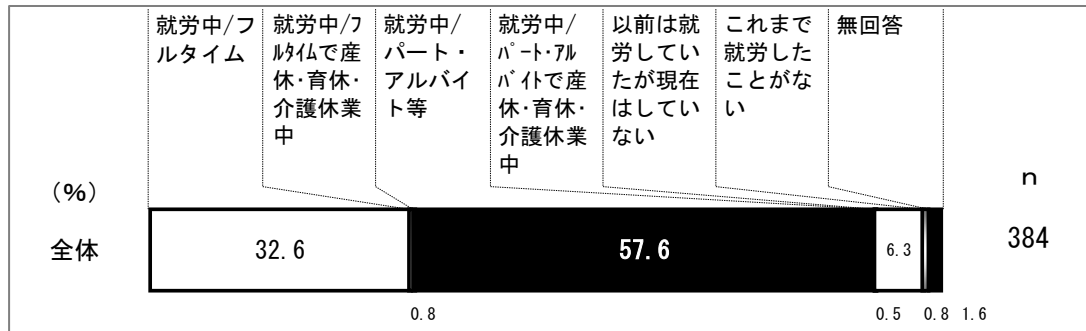
■回答者の配偶関係■



2) 母親の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が6割弱、「就労中/フルタイム」が3割強を占めており、未就学児よりも就労している母親が多いことがうかがえます。

■母親の就労状況■

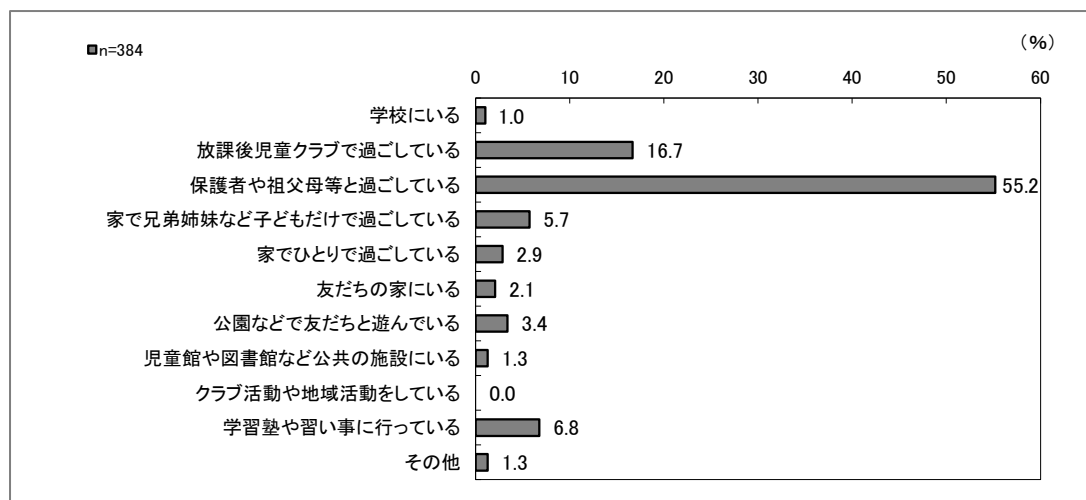


3) 放課後の過ごし方

平日の子どもの過ごし方についてたずねたところ、16～18時では「保護者や祖父母等と過ごしている」が過半数を占めています。「放課後児童クラブで過ごしている」は16.7%となっています。

放課後児童クラブを利用している人は、回答者のうち2割強となっています。

■放課後の過ごし方（16～18時）■



■放課後児童クラブを利用しているか■

(%)	利用している	利用していない ができれば今後 利用したい	利用していない し今後も利用す る必要はない	無回答	n
全体	22.9	5.2	70.8	1.0	384

4) 町が実施する事業の利用意向

町が実施する事業の利用意向については、児童館においては「はい」(＝利用したい)の割合が7割弱を占めており、他よりも高くなっています。

■町が実施する事業の利用意向■

(%)	はい	いいえ	無回答	n
家庭教育に関する学級や講座	46.9	44.8	8.3	384
各種教育相談	36.7	53.4	9.9	384
保育園や幼稚園の園庭等の開放	17.2	72.1	10.7	384
児童館	65.6	27.6	6.8	384
スポーツ少年団	38.8	54.4	6.8	384
総合型地域スポーツ・文化クラブ	43.2	49.0	7.8	384

5) 子育てに関する悩みや不安

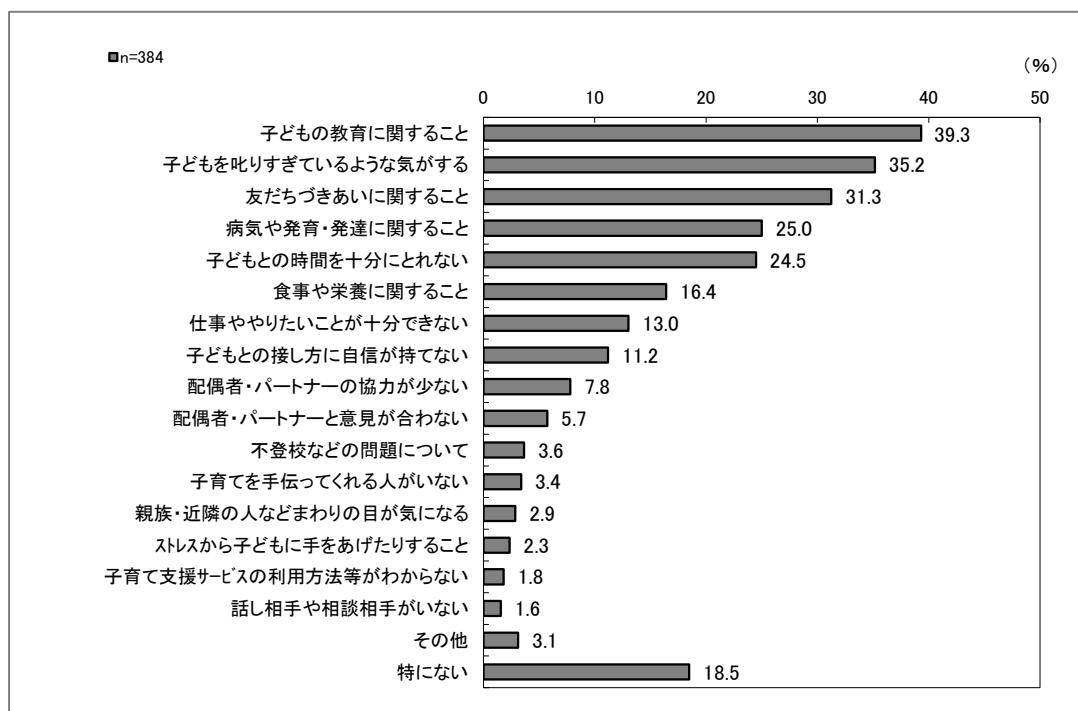
子育てを楽しんでいると感じるかたずねたところ、「とても楽しい」と「まあ楽しい」を合わせた“楽しい”が9割強となっており、ほとんどの人が子育てに楽しさを感じていることがわかります。

■子育てを楽しんでいると感じるか■

(%)	とても楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	まったく楽しくない	無回答	n
全体	23.7	68.0	6.0	0.3	2.1	384

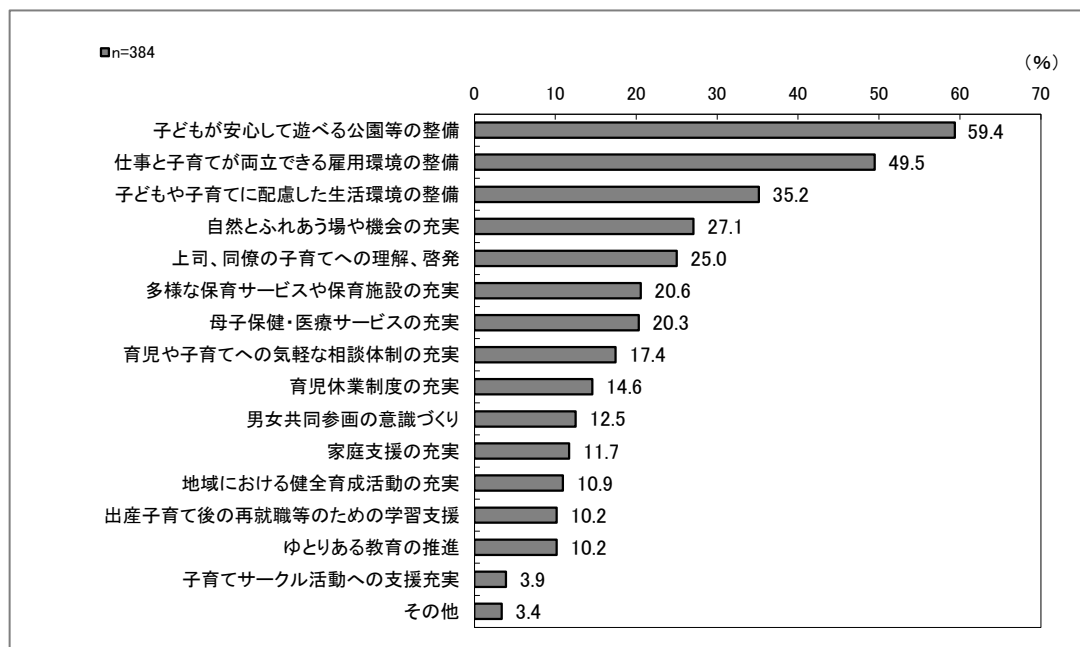
子育てに関して悩んでいること、気になることについてたずねたところ、「子どもの教育に関すること」が第1位となっています。次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」や「友だちづきあいに関すること」など、保護者と子ども、あるいは子ども同士のコミュニケーションへの不安が上位となっています。

■子育てに関して悩んでいること、気になること■



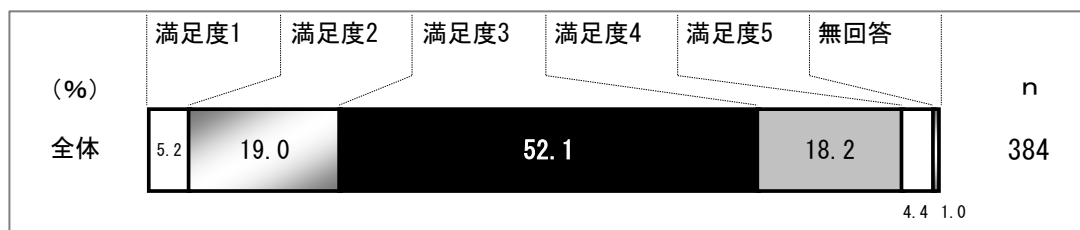
子どもを取り巻く環境を改善するために必要なことについては、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が最も多く、次いで「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」、「子どもや子育てに配慮した生活環境の整備」などが上位となっています。

■子どもを取り巻く環境を改善するために必要なこと■



地域における子育て環境や支援への満足度については、平均値は3.0点となっています。詳細をみると、「満足度3」が5割以上を占めています。中央値である「満足度3」よりも高い値（「満足度4」と「満足度5」）を合わせた“満足”、「満足度1」と「満足度2」を合わせた“不満”はともに2割強となっており、未就学児よりも満足度が低い結果となっています。

■地域における子育て環境や支援への満足度■



4. 子どもの生活実態調査

(1) 調査の実施概要

1) 調査の目的

岐阜県が実施した子どもの生活実態調査に準拠した調査を実施しました。この調査は、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおりです。

■ 調査の実施概要 ■

調査種別	小学校5年生 児童	中学校2年生 生徒	小学校1年生 保護者	小学校5年生 中学校2年生 保護者
調査対象	御嵩町に居住するすべての小学校5年生児童	御嵩町に居住するすべての中学校2年生生徒	御嵩町に居住するすべての小学校1年生の保護者	御嵩町に居住するすべての小学校5年生、中学校2年生の保護者
抽出法	全数抽出			
調査方法	郵送法			
調査時期	平成30年10月			
調査地域	御嵩町全域			
配布数	129票	167票	142票	296票
有効回収数	51票	64票	60票	112票
有効回収率	39.5%	38.3%	42.3%	37.8%

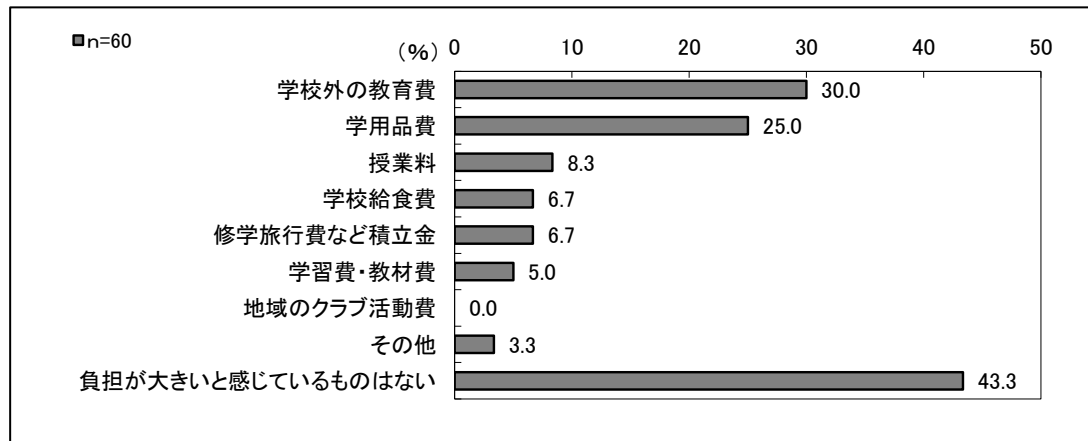
(2) 調査結果概要（小学校1年生保護者）

1) 負担が大きいと感じている教育費

負担が大きいと感じている教育費についてたずねたところ、「学校外の教育費」と「学用品費」が他を大きく引き離して上位を占めています。

一方で、「負担が大きいと感じているものはない」は43.3%となっています。

■負担が大きいと感じている教育費■



■負担が大きいと感じている教育費■

(全体・ひとり親・世帯収入－上位第3位／複数回答)

(単位：%)

		第1位	第2位	第3位
全体		学校外の教育費 30.0	学用品費 25.0	授業料 8.3
ひとり親	母子・父子家庭	学用品費／学校外の教育費 100.0		
	それ以外	学校外の教育費 28.8	学用品費 23.7	授業料 8.5
世帯収入	400万円未満	学校外の教育費 43.8	学用品費 37.5	授業料 25.0
	400～600万円未満	学用品費 25.0	学校外の教育費 16.7	学習費・教材費／学校給食費 8.3
	600～800万円未満	学校外の教育費 25.0	学用品費 16.7	
	800万円以上	学校外の教育費 66.7	授業料 16.7	

2) 子どもに受けさせたい教育の段階

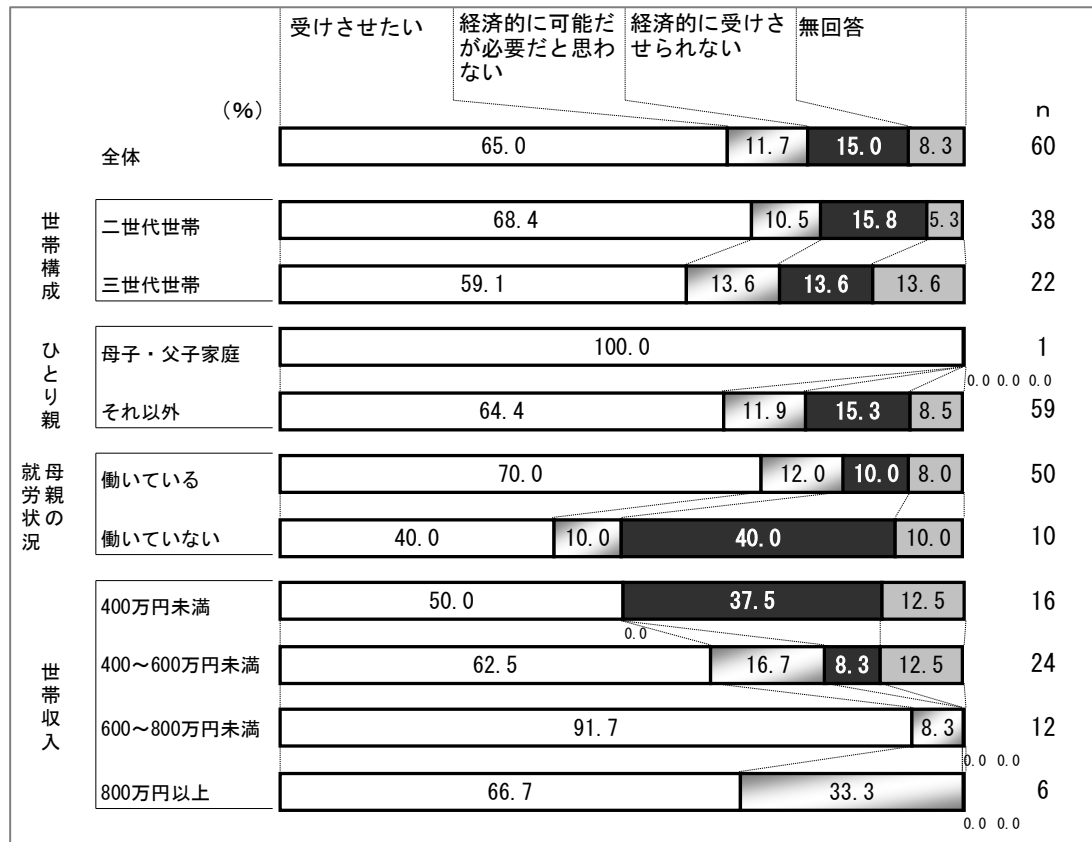
子どもに受けさせたい教育の段階についてたずねたところ、高校では「経済的に受けさせられない」の回答はありませんでしたが、短大・高専・専門学校では「経済的に受けさせられない」が15.0%、大学・大学院では「経済的に受けさせられない」が21.7%となっています。

世帯収入でみると、400万円未満では、「経済的に受けさせられない」が短大・高専・専門学校で37.5%、大学・大学院で56.3%となっています。

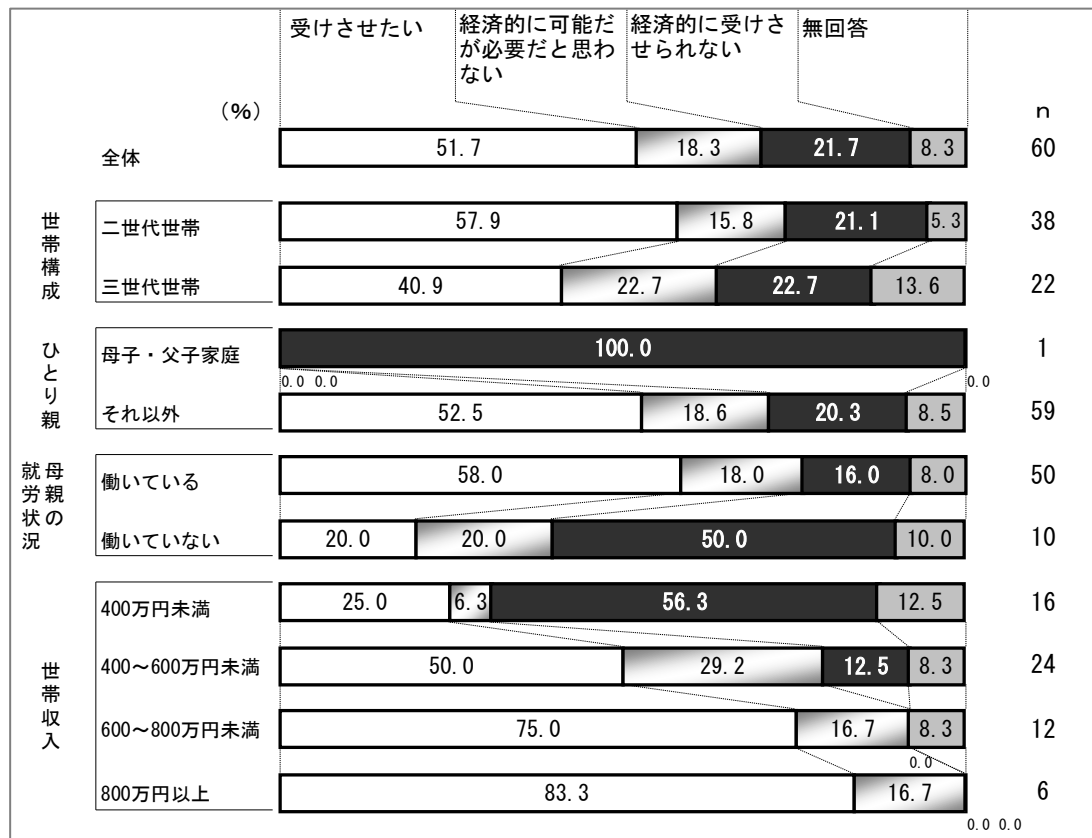
■子どもに受けさせたい教育の段階（高校）■



■子どもに受けさせたい教育の段階（短大・高専・専門学校）■



■子どもに受けさせたい教育の段階（大学・大学院）■



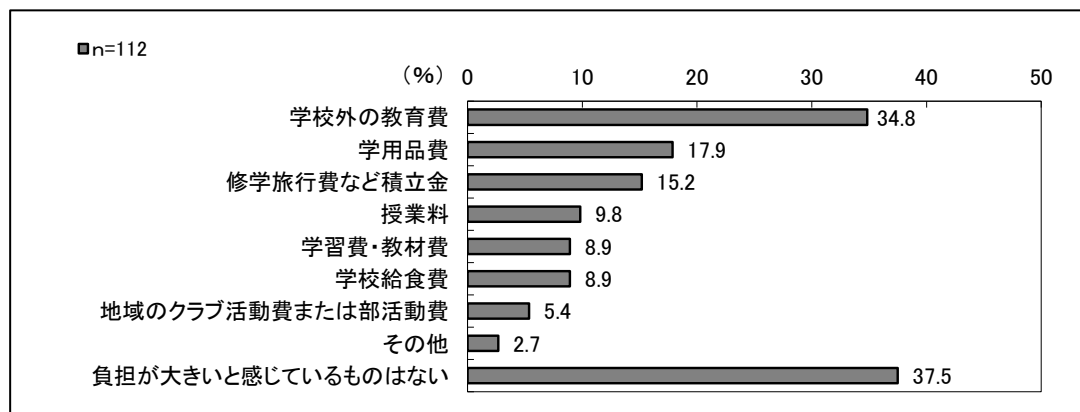
(3) 調査結果概要（小学校5年生・中学校2年生保護者）

1) 負担が大きいと感じている教育費

負担が大きいと感じている教育費についてたずねたところ、「学校外の教育費」が第1位となっています。

一方、「負担が大きいと感じているものはない」は37.5%となっています。

■負担が大きいと感じている教育費■



■負担が大きいと感じている教育費■

(全体・子どもの学年・ひとり親・世帯収入－上位第3位／複数回答)

(単位：%)

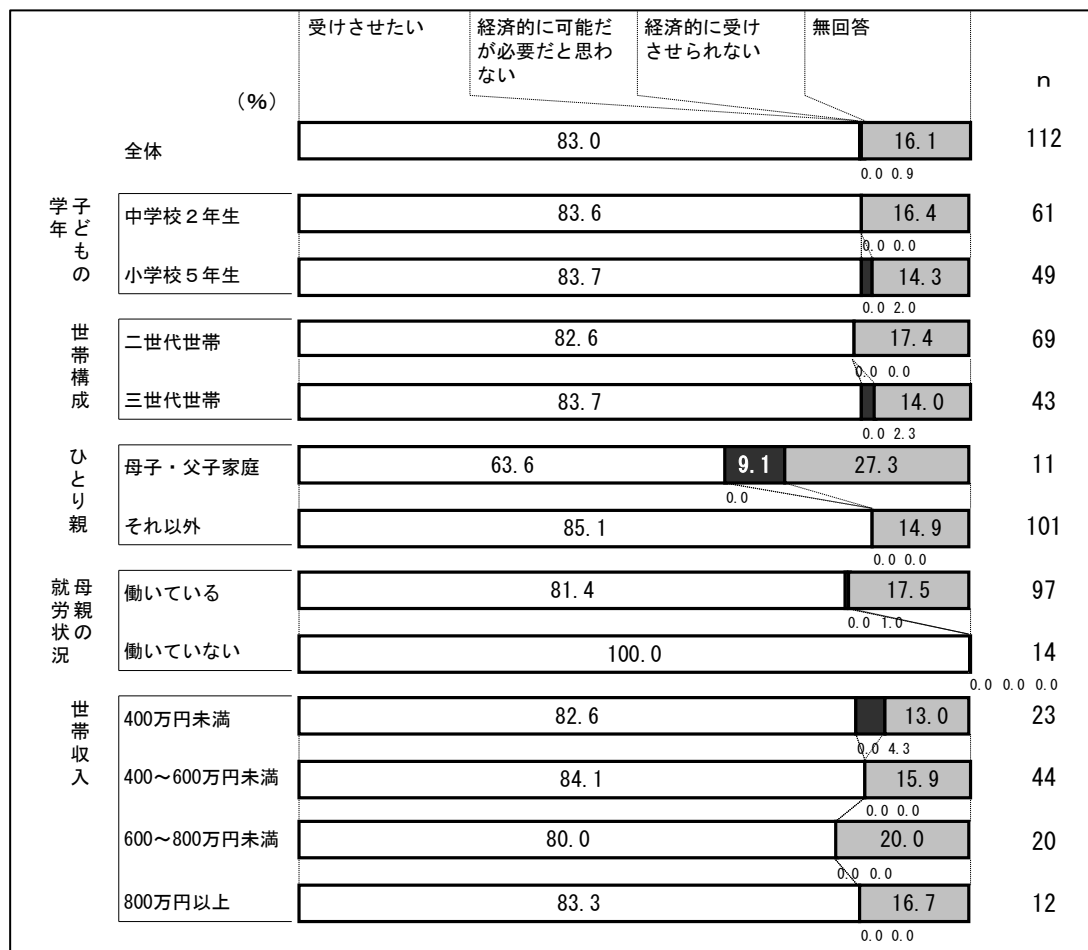
		第1位	第2位	第3位
全体		学校外の教育費 34.8	学用品費 17.9	修学旅行費など積立金 15.2
子どもの学年	中学校2年生	学校外の教育費 42.6	学用品費 21.3	修学旅行費など積立金 18.0
	小学校5年生	学校外の教育費 26.5	学用品費 14.3	修学旅行費など積立金 12.2
ひとり親	母子・父子家庭	学校給食費／修学旅行費など積立金／学校外の教育費 36.4		
	それ以外	学校外の教育費 34.7	学用品費 17.8	修学旅行費など積立金 12.9
世帯収入	400万円未満	学校外の教育費 43.5	修学旅行費など積立金 34.8	学用品費 30.4
	400～600万円未満	学校外の教育費 22.7	学用品費 20.5	修学旅行費など積立金 18.2
	600～800万円未満	学校外の教育費 40.0	学用品費／学習費・教材費 10.0	
	800万円以上	学校外の教育費 33.3	授業料／学用品費／学習費・教材費 8.3	

2) 子どもに受けさせたい教育の段階

子どもに受けさせたい教育の段階について、「経済的に受けさせられない」の割合をみると、「高校」が0.9%、「短大・高専・専門学校」が6.3%、「大学・大学院」が13.4%となっています。

母子・父子家庭では「経済的に受けさせられない」の割合がそれ以外に比べて高くなる傾向がうかがえ、「大学・大学院」では、「経済的に受けさせられない」が36.4%となっています。

■子どもに受けさせたい教育の段階（高校）■



■子どもに受けさせたい教育の段階（短大・高専・専門学校）■

	(%)	受けさせたい	経済的に可能 だが必要だと思わない	経済的に受け させられない	無回答	n
全体		58.9	14.3	6.3	20.5	112
子どもの 学年						
中学校2年生		49.2	19.7	6.6	24.6	61
小学校5年生		73.5	6.1	6.1	14.3	49
世帯 構成						
二世帯世帯		58.0	14.5	4.3	23.2	69
三世帯世帯		60.5	14.0	9.3	16.3	43
ひとり 親						
母子・父子家庭		45.5	9.1	9.1	36.4	11
それ以外		60.4	14.9	5.9	18.8	101
就労 親の 状況						
働いている		59.8	12.4	6.2	21.6	97
働いていない		57.1	28.6	7.1	7.1	14
世帯 収入						
400万円未満		43.5	26.1	13.0	17.4	23
400～600万円未満		65.9	4.5	9.1	20.5	44
600～800万円未満		65.0	15.0	0.0	20.0	20
800万円以上		50.0	33.3	0.0	16.7	12

■子どもに受けさせたい教育の段階（大学・大学院）■

